

会報

第60号

国立大学協会

昭和48年6月

会 報

(第 60 号)

目 次

- 大学と機動隊……………田中 定…(3)
- 国立大学協会会館増築……………(6)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(7)
 - (1) 理事会 (48. 2. 28)……………(7)
 - (2) 理事会 (48. 3. 12)……………(11)
 - (3) 第 1 常置委員会 (48. 4. 23)……………(14)
 - (4) 第 4 常置委員会 (48. 4. 19)……………(16)
 - (5) 第 5 常置委員会 (48. 2. 6)……………(18)
 - (6) 第 6 常置委員会 (48. 4. 14)……………(19)
 - (7) 研究所特別委員会 (48. 3. 14)……………(21)
 - (8) 入試期特別委員会 (48. 1. 10)……………(23)
 - (9) 入試期特別委員会 (48. 2. 12)……………(25)
 - (10) 入試調査特別委員会 (48. 1. 10)……………(27)
 - (11) 入試調査特別委員会 (48. 2. 12)……………(28)
 - (12) 入試調査特別委員会 (48. 3. 10)……………(30)
 - (13) 入試調査特別委員会 (48. 4. 23)……………(31)
 - (14) 教員養成制度特別委員会
(48. 3. 12)……………(35)
 - (15) 大学運営協議会各研究部会合同会議
(48. 1. 17)……………(36)
 - (16) 大学運営協議会 (48. 2. 5)……………(37)
 - (17) 大学運営協議会 (48. 2. 28)……………(38)
 - (18) 特別会計制度協議会 (48. 3. 15)……………(39)
2. 諸会合……………(40)

B 要望書等

- 筑波大学に関連する法的措置について
(会長談話) の送付について
(48. 3. 15)……………(42)

C 予算・決算

1. 昭和48年度国立大学協会歳入歳出予算
(案) (48. 3. 12理事会承認) ……(50)
2. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加
予算(案) (48. 3. 12理事会承認) …(51)
3. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出決算
(48. 5. 10理事会承認)……………(52)
4. 財産目録 (48. 3. 31現在)……………(54)

D 資 料

1. 教員委員(常置委員会)の地区別定数
について (46. 2. 19)……………(55)
2. 大学入学試験の実施期日の繰り上げに
ついて (48. 3. 12)……………(55)
3. 国立大学入試改善調査研究に関する委
員会設置およびその運営等について
(48. 3. 10)……………(55)
4. 大学運営協議会地区委員選出の輪番制
等について (48. 6. 20)……………(57)

E その他

1. 学長・役員・委員等の異動について…(59)
2. 大学設置審議会大学設置分科会委員候
補者の推薦について……………(59)
3. 寄贈図書……………(60)
 - 記事訂正……………(60)
4. 窓
 - 愛媛の古照弥生遺跡の現況……………(53)
 - フィリピン・ミンドロ島調査紀行…(57)
 - 水中考古学……………(61)

大学と機動隊

田 中 定

先日A新聞の東京本社から記者がやってきてわたくしに会いたいという。来意をきくと「大学と機動隊」というテーマでわたくしと話がしてみたいということであった。わたくしは大学に機動隊を入れたことがある。しかしだぶん前のことなので近頃は思い出すこともなくすごしていた。それを思い出させられ語らせられることはわたくしにはかなりの抵抗を感じさせられることであった。

「あなたは昭和42年10月と43年2月と2回機動隊を入れておられる。しかしそれきり機動隊を入れておられない。佐賀方式の名で有名なあなたの大学であるがそれにしては機動隊導入の回数が意外に少ない。それはどうしたのか。」

記者はこんなに口火を切ってくる。わたくしもつい話しはじめるはめになった。

大学に機動隊を入れるということはたいへん大きな問題であるし、なかなかふみきれるものではない。もしいつもかつも大学が機動隊を入れるようなことをしていたら大学にたいする社会のイメージはこわれてしまう。だから大学の内部で努力に努力をかさねねばならない。辛抱に辛抱をしてのり切っていくことを第一としなければならない。この頃はそうしたことでどうにかやっている。以前はわたくしたちがいくら努力して話をしてみても相手が個人のときは別としても相手が多数のときはそこからは「ナンセンス」ということばがかえってくるばかりであったが、このごろではそういうことはなくなった。相手の方にもそんなふうな変化が生じてきたように思われる。

「その相手の動き、いや変化についてもおききしたい。しかしとりあえず42年と43年に機動隊を入れられたときのことをおききしておきたい。42年10月はストライキ中でしたね、ストライキ中に機動隊を入れられたのは機動隊でストライキを鎮圧しようとしたという解釈をする人もある。」

正確に言えばストライキの処理がつかないまま迎えることになった定期試験のときに機動隊をいれた。順序としてはストライキを収拾することが先決問題であり、定期試験はある程度おくらせても仕方がないと思う。しかしわたくしは学年暦で定められた期間どおりに試験を行うことにした。そうする以外にはなかった。なぜならいつになったらストライキが収拾できるか見とおしをたてることができなかったからである。ストライキを解決してそのあとで試験を行うというようなことを考えていたのでは結局試験ができなくなる。試験ができなければ卒業生を出せないし新入生を迎えることも困難になる。いわば大学は社会的責任を果たすことができなくなる。

もつとも学生のストライキを収拾する方法が全然なかったわけではない。それは学生処分に端を発したストライキだったので処分を解除さえすればできたわけである。しかしそんなことをするくらいなら最初から処分なんかするわけがない。友人が遠方からやってきて処分を解除したらどうか、そうすれば苦労しないではないかとすすめてくれたことや、わたくしは身心ともに疲れはてていた

時だったので友人がわざわざ見舞にきてくれたことがとても嬉しかったことや、しかし友情に泣きながらも「いつかは解除するよ、いまは出来ないことだよ」そんなことをいったことを思い出す。

機動隊導入の決意をしたことが何べんかある。

ストライキの初期に学部長が長時間にわたってとじこめられた。どうしても救出することができないので機動隊導入を決意した。このときは最後の説得が効を奏したので実さいには導入しないですんだ。その直後にも決意したことがある。それは古い建物をこわして新しい建物をつくることにしていたのであるが、100名近くの籠城組がそこにこもってしまった。みんなで説得にあたった。しかしどうしてもきいてはくれない。そこでみなで話し合った結果さらに説得をつづけてみよう、それでもだめだったら機動隊を導入して排除することにしよう、という方針をきめた。このときも最後の説得が効を奏したので機動隊はいれなかった。そして第3回目に定期試験を行うために機動隊導入を決意し実さいに導入したのである。

42年9月28日定期試験開始。試験時間割はすでに2週間前に公示済みであり、それに対してストライキ学生は教室封鎖をした。27日午後9時、学生部長より「学生との接触が完全にとぎれた」との報告を受け、「八方手をつくして接触をとり戻すよう努力されたい」と強く要請する。午前2時、学生部長は接触をとり戻し最後の会談を開始する。6時30分、数名の「もと学生」を同道して学生部長来訪。

それからのことはかいつまんでいえばすべてわたくしが独断でやったことである。何をやったかといえば試験期日を延期したということである。わたくしはそれらの諸君に向って「いまずぐ諸君を復学させることはできない、場合によっては数年待ってもらおうだろう、くわしいことはいまはいえないが大学としてそういったことを検討しはじめていい、諸君もそれにこたえて諸君の間で話をまとめてもらいたい」と申し入れた。これにたいして「自分たちも話し合ってみよう。そのため3日間試験をのばしてくれないか」という。

こんな独断的なことをやったことはかつて例のないことである。大学はストライキの経験をこれまでにすることがなかった。わたくしにもその経験はない。どういうふうに対処したらよいのかわからないので毎日のように会議を開いて方法を考えてきた。そういうつまかさねが、学生のストライキはみとめようにもみとめようがないとか、授業は絶対にやすまないでつづけるとか、当分の間は処分学生は相手にしないと、その日わたくしが独断でやったようなことが絶対にできないようにうず高くできあがっていた。独断は義理にも許されない事情にあった。それにもかかわらずこのことが評議会は勿論のこと全学部の承認を得ることができたばかりでなく延期期間3日というのを5日にして説得これつとめようではないかということになった。

わたくしが大学の教官諸君にうったえたのは次のようなことであつた。

「わたくしはみんなで勉強してきめたことをくずすことはできない。けれどもその勉強に大きな見落しがなかったかどうか周到な反省を欠くことはできない。その反省のなかで、もし機動隊をストレートに入れたとする。機動隊を入れたらすぐに記者会見をしなければならぬ。記者諸君にどういつて話せばよいか考えてみた。そして記者諸君と背後にひかえるたくさんの人々に事柄をよく理解してもらうために独断でこういうことをやってしまった、すまないことをしたように思うが了承してもら

いたい。」

ストライキ中にうれしかったことといえば先に述べた友人が見舞に来てくれたことと大学のみんながわたくしのこの独断を承認してくれたことだ。

またこれでストライキも終ると考えた。しかしこの期待は完全にはずれた。その間の事情は大衆指導のむつかしさ、の一語につきよう。長期の大ストライキには最初からの第一指導部のほかに第二、第三の指導部ができてしまう。わたくしが話し合ったのは第一指導部の諸君だったので、ほかとの話しをつけることが結局出来なかったらしい。5日間はたっしまいストライキ学生による教室封鎖のかためはますますつよく、遂に機動隊の導入をして試験を実施したのである。

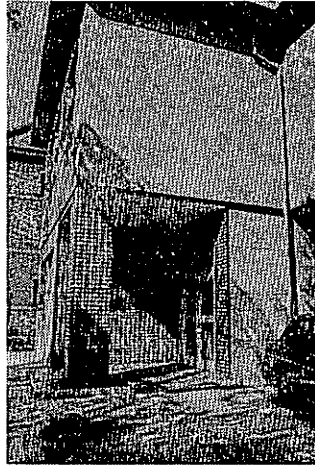
その直後に記者会見を行い「機動隊を入れたのは卒業生を送り出し新入生を迎えるためである。ストライキを事前に収拾することができなかったことは遺憾である」という話をした。これに対して記者諸君も意地悪な質問をすることもなく納得してくれた。

43年2月8日、第2回目の導入をやったのはかん禁事件があってその救出のためであった。救出してみても驚いたことはぐずぐずしていたら人を1人殺してしまったなアということであった。人間の生命というものは実に微妙なもので、あんな特別な環境の中では予想し得ない急変がおこる。わたくしはその時の驚きをいつまでも忘れることができないであろう。

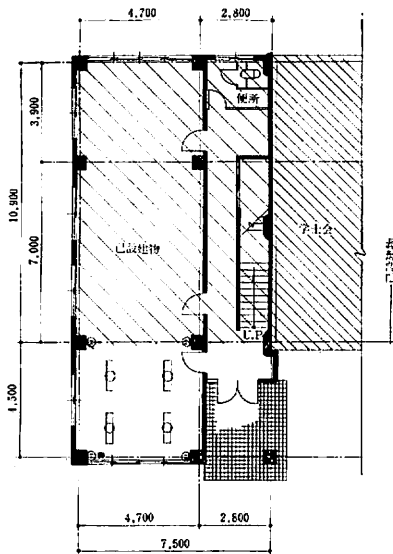
大学と機動隊という、本来なら大学は大学だし機動隊は機動隊だし両者の間には性質上のつながりは見出だせないものを並べ立てるということはまったくおかしいことである。だけど現状では大学は大学だけではやっていけない場合があり、こんな時に大学の苦悩はなみたいていのものではない。大学は苦悩し大いに勉強もしていまの時代をのりこえて行くよりほかはない。大学は大学自体のこの苦悩と勉強を、何かことが起れば機動隊で片づければよいというふうに割り切ってしまうて忘れるようなことがあってはならないとわたくしは思う。

(筆者 佐賀大学長)

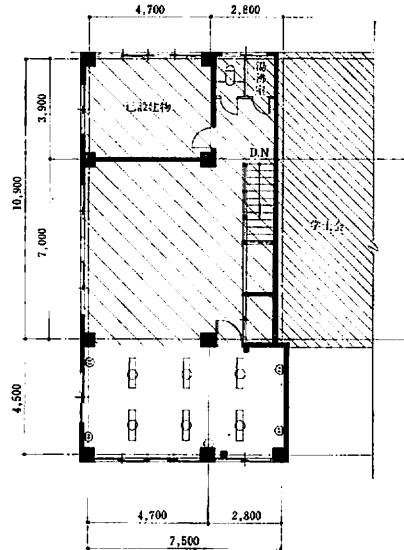
国立大学協会会館増築



増築建物



1階平面図



2階平面図

会館増築平面図

昭和46年11月の第49回総会で承認された国立大学協会会館増築が、昭和47年度各大学の臨時会費 350 万円および寄附金その他 250 万円計 600 万円をもって、東京大学施設部の設計管理、株式会社中野組の請負工事
で昭和47年 6 月着工、昭和48年 2 月上図のとおり竣工し、去る 3 月 1 日増築披露式を行なった。これによ
って階上の会議室は従来の 1 室が 3 室になり、また階下の事務室の狭隘もある程度緩和されることになった。

(事務局)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日 時 昭和48年2月28日(水)午後1時～午後4時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長

加藤(六)副会長

丹羽, 白淵, 加藤(陸), 石原, 石田,

宮島, 都留, 芦田, 今西, 榊原, 井

上, 谷口, 北村, 池田, 中村各理事

谷田第2, 後藤第5各常置委員長

戸田監事

会長より開会のあいさつがあつてのち, 丁子次長より配付資料の説明があり, 前回の議事要録の朗読は省略し, 議事に入った。

1. 会務報告

会長より前回(47.11.28)以後の主な事項について, つぎのとおり報告があつた。

(1) 国大協会館の増築について

会館の増築が竣工したので, 明3月1日午前11時より竣工式を開催する旨報告, 併せてお礼を述べた。

(2) 文部大臣との懇談について

文部大臣の更迭が行なわれ, また, 来年度予算査定の時期も迫っていたので, 去る1月6日奥野文部大臣, 河野政務次官その他文部省幹部と懇談を行ない, 国大協からは会長, 両副会長, 宮島第1, 谷田第2,

都留第6各常置委員長, 清水医学教育特別委員長が出席して, 来年度予算の重点事項その他当面の大学問題に関し要望ならびに意見の交換を行なった。

(3) 西ドイツとの国際交流について

このことについてはかねてご報告しておいたが, その後国立大学協会から6名の学長を招待することが決定した旨先方から内報(資料4)があつたので, 去る1月10日私と後藤第5常置委員長が同道してドイツ大使館に赴き打合せた結果, 早急に人選を行なう必要に迫られたので, 同日午後会長, 両副会長, 後藤委員長が協議し渡独時の会長のほかに, 地区, 専門等を考慮し, 加藤副会長, 後藤第5常置委員長, 芦田名古屋大学長, 井上奈良教育大学長, 飯島広島大学長を候補者として選定し, これについて理事会開催を省略し書面をもってご意見を伺ったが, その結果全員のご了承を得た。その後関係学長や文部省およびドイツ大使館とも打合わせを行なって準備を進めている。訪独の日程は, 5月21日から6月9日の予定である。

なお, このことについては明年度先方の学長をわが国に招待する必要もあるので後刻ご意見を伺いたい。

(4) 第3次調査研究報告書の作案・審議日程について

かねて各大学に照会していた「大学改革に関する問題点のアンケート」回答がほぼ集まったので, 去る1月17日各研究部会の

合同会議を開催し、これ等の回答を資料として今後どのように第3次（大学改革に関する）調査研究報告書を取りまとめて行くかについて審議し、併せてその審議日程について協議したが、その際昨年秋の総会るときご報告した審議予定表を資料5のとおり変更することになったのでご了承を願いたいと述べられ、了承された。

(5) 筑波大学に関連する法的措置について

去る2月5日大学運営協議会を開催し、筑波大学に関連する法律改正案について文部省側から説明をきいたが、これについて大学運営協議会として問題点を検討し意見のとりまとめを行なうため、去る2月17日各研究部会主査である臨時委員の会議を開催して原案を協議し、これを本日午前の大学運営協議会に諮って別紙資料6の案を得たので、後刻ご審議を願いたい。

(6) その他

(ア) 第1回大学団体懇談会について

前回ご報告した第1回国公私立各大学団体の懇談会を、去る12月8日国立大学協会の主催で開催し、単位互換の問題、卒業予定者の就職問題その他当面する共通の諸問題について自由な意見交換を行なった。今後随時この組織を通じて懇談を行なって相互の意志の疎通をはかることとし、次回は私立大学連盟が主催することになった。

(イ) British Council 関係懇談会について

去る2月22日オクスフォード大学 Sir Frederic Dainton 教授が来日した機会に昼食会を開催し、国大協から私と丹羽北海道大学長、宮島東京教育大学長が出席して大学問題等について意見交換を行

なった。

(ウ) 日教組との会見について

去る2月26日日教組よりの申し入れにより会長、谷田第2常置委員長ならびに都留第6常置委員長が日教組横枝委員長、畠山大学部長、福島情宜局長と会見し、教員待遇改善、入試改善ならびに筑波大学の諸問題について懇談を行なった。

2. 協 議

(1) 西ドイツとの国際交流について

後藤第5常置委員長より、このことについては第5常置委員会において検討し理事会、総会にも報告した。第5常置委員長としての私も参加することが適当かどうか疑義がないわけではないが、明年西ドイツ側を招待することについて予算折衝その他の関係もあるので参加を受けることにしたと述べられた。

ついで、西ドイツ側は初めから加藤会長の訪独を希望していることであり、4月に会長が改選され、5月に新会長が行けるかどうか目下のところ疑問がないわけではない。もし、新会長が行けないことになった場合は、加藤会長が前会長として参加すること、その際は、国大協の臨時委員に委嘱することを本日の理事会で承認しておくことはどうかと意見が出され、了承された。

(2) 役員・委員等改選手続について

本年6月の総会の際には、理事、監事、会長、副会長および常置委員会委員・委員長等役員等の改選が行なわれるので、その手続について事務局長より資料7～13によって説明があり、協議の結果、つぎのとおりきめた。

① 地区代表理事（世話人）の選出について

て

このことについては、つぎのとおり選出され、資料10に記載してある事項の処理をお願いした。

北海道・東北地区	東 北 大
関東・甲信越地区	東京工業大
中 部 地 区	名古屋大
近 畿 地 区	奈良教育大
中国・四国地区	徳 島 大
九 州 地 区	九 州 大

② 委員等選考役員会の設置について

つぎの事項を処理するため委員等選考役員会を設け、その構成は会長・副会長・在京理事をもって当てることを諮り、了承された。ついで、その処理事項について事務局長より次のとおり説明があり、協議が行なわれた。

a) 常置委員会大学代表者委員候補者の選考について

このことについては、あらかじめ各学長の希望をきき、理事会において委員候補者を選考するにあたっての資料にするので、各大学は現在の所属常置委員会に関係なく希望の常置委員会（第3希望まで）を別途に照会する文書の回答用紙に記入のうえ、3月31日までに協会事務局宛に通報されたい。（了承）

b) 常置委員会教員委員候補者の選考について

このことについては、現在の教員委員は前例により再任を委嘱することにしたい。（了承）

つぎに、新設される旭川医科大学の所属常置委員会の選任は、委員等選考役員会に

一任することにした。

(3) 筑波大学に関連する法的措置について

会長より、資料6「筑波大学に関連する法的措置について（会長談話）（案）」は、本日運営協議会に提案し審議を経たものである。運営協議会では本日出された意見および理事会での意見を考慮に入れ、会長のもとでまとめることを一任された。理事会においても内容的に審議されたあとで成案の作成を一任されることになれば、臨時委員会で別に整理中の「問題点」とともに、3月12日に開かれる運営協議会の臨時委員会においてとりまとめることにしたいと述べられ、前記資料6を朗読しながら説明があったのち、これについて質疑応答があった、了承され、そのとりまとめを会長・副会長に一任し、3月12日～3月15日頃までの間に会長談話のかたちで公表することになった。

(4) 委員会報告と協議

① 入試期特別委員会報告

加藤（六）入試期特別委員会委員長より、入試期日の繰り上げにつき、各大学の意向をきいたところ、試験場の確保、行事日程の都合などの事情から賛成できない大学が数校あり、それについては委員長名の文書をもって再考慮を願い、更に地区別に大学の事情を聞いて個別的な側面からの説得を続けている旨報告があった。

② 入試調査特別委員会報告

前田入試調査特別委員会委員長欠席のため、鶴田事務局長より、この委員会においては全国共通の第1次入学試験が実施できるかどうかについてその問題点の

検討を続けて来たが、この調査研究にはコンピューターを使わざるをえないということであり、また調査研究の結果コンピューターの作動にも適するよい問題ができるという見通しがついたところで、共通第1次試験を実施するかどうかを決定するという段階になっていた。ところが文部省の方から委託費として5,000万円の予算をつけるという話があった。国大協としては研究調査のための補助費ということであれば受けてもよいということで話し合いを進めたところ、結局、予算の形式としては委託費ということにして45,121,000円の予算がつくことになった。その実行計画は国大協の意向を尊重するということであるので、資料16「国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置およびその運営等について」のように事務局案をまとめてみた。これは、未定稿の資料であるので、3月10日に開かれる入試調査特別委員会に提案し、審議を願うことにしたいと前置きして、その概略の説明があった。

つぎに、丁子次長より、日本教育心理学会の主催で4月13日に朝日新聞社講堂において、共通試験に関する公開シンポジウムが催され、大学基準協会、国大協、それに文部省の関係官と意見交換をしたい旨の申し出があった。国大協からは前田入試調査特別委員会委員長と谷田第2常置委員会委員長に出席をお願いすることにしたいと述べ、了承された。

③ 第6常置委員会報告

都留第6常置委員会委員長より、第6常置委員会では給与小委員会を設け、国

立大学教官の待遇改善問題を検討しており、その議論がほぼまとまったので、3月中旬に素案を作り、第6常置委員会で審議のうえ成案を得て各大学の意見をきくことにしたい。本日は、そのことにつき理事会の事前了承をえたい。その要点は、1)国立大学教官の給与制度を抜本的に改革し現行より大幅増を目標とする。2)これに関連して、業績評価の問題、3)教官の任期制の問題—などがもまれることになる予定であると諮り、了承された。

④ 第1常置委員会報告

宮島第1常置委員会委員長より、第1常置委員会では大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」に対し、検討を進めてきた。文部省の方では3月中旬に意見をまとめ、4月に国大協等の意見をきき、5月頃に決定するという話もあるが、第1常置委員会としては、前に部内限りの資料として作成したものを基にして、それに先般の「大学改革に関する問題点」に対する各大学のアンケートによる意見等を参考にしてとりまとめたと考えている旨説明し、意見を出す必要がある場合に用意しておきたいと諮り、了承された。

⑤ 第5常置委員会報告

後藤第5常置委員会委員長より、留学生および外国人教師関係予算のことについて 1)学部留学生の学資金が、従来の47,000円を52,000円に増額される。2)日本人学生の外国留学の枠が増える。3)教員養成大学(学部)から1年間海外に留学させる予算がつく。4)外国人教師の赴任

旅費・宿舎費が増額。一時帰国旅費，国内研究旅費が新たにつくことになったと報告があった。

(5) その他

① 次期会長選考について

加藤会長より，私が3月末日をもって会長を辞任することになるので，4月から6月までの残任期間の会長選挙を行なわなければならないが，その選挙を3月中にできないかどうか事務局に検討してもらったところ，4月1日現在の理事を調べた上で互選をすれば必ずしもできないことはないとのことであるので，そのやり方についてお諮りしたいと述べられ，協議の結果，つぎのようにすることとした。

(ア) 3月12日(月)午後1時～午後3時まで理事会を開き，会長選挙を行なうこととし，同日出席できないことの予めわかっている理事は，事務局に申し出て書面投票する。なお，本日欠席の理事には事務局からその旨連絡することになった。

② 特別委員会委員の交替について

このことについては，つぎのとおり決定した。(資料14)

委員会名	旧	新
新設大学拡充 特別委員会	安田 初雄(福島大)	玉山 勇(同大)
	越村信三郎(横浜国大)	水戸部正男(同大)
教養課程に関 する特別委員 会	倉田 貞美(香川大)	円藤 真一(同大)
	同上(同上)	同上(同上)
入試調査特別 委員会	同上(同上)	同上(同上)

③ 第53回総会日程について

このことについては，つぎのとおり決定した。(資料15)

総会(第1日)12月12日(水)

学士会館(神田)

総会(第2日)13日(木) //

事務連絡会議 14日(金) //

(2) 理事会議事要録

日時 昭和48年3月12日(水)午後1時～午後3時

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長

加藤(六) 副会長

丹羽，白淵，石原，石田，宮島，芦

田，榊原，井上，谷口，飯島，北村，

田中，中村各理事

後藤第5常置委員長

戸田監事

会長より，開会のあいさつがあつてのち，丁子次長より，配付資料の説明があつた。

◎ 協 議

(1) 昭和48年度会費額について

事務局長より，資料6「昭和48年度国立大学協会会費」により説明があり，原案のとおり承認された。

(2) 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長より，資料7「昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」によって説明があり，原案のとおり承認され，6月の総会において追認を受けることとした。

(3) 昭和48年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長より，資料8「昭和48年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」によって説明があり，原案のとおり承認され，6月の総会において追認を受けることとした。

(4) 旭川医科大学の国立大学協会加入について

事務局長より、昭和48年度に創設される予定の旭川医科大学から、資料9のとおり国大協入会の申込みがあったので、審議願いたいと述べられ、入会の正式承認は、6月の総会において行なわれることとし、理事会としては入会を承認した。

(5) 理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

事務局長より、旭川医科大学の加入に伴って、国立大学協会規則中関係規則の改正が必要となるので、資料10「理事及び監事総会互選要領等一部改正について」審議願いたいと語り、原案のとおり承認された。

◎（理事会を一時中止し、会長選挙について懇談が行なわれた。）

(6) 次期（4月以降）会長の互選について

加藤東京大学長が3月31日をもって学長を退職されるに伴い、国大協会長も退任することになるので、その残任期間（48年6月まで）の会長選挙が行なわれた。

選挙は、初めに、事務局長より資料5によって選挙方法の説明があり、そのルールに従い、単記無記名により投票（大学名とする）を行ない、出席者15名、書面投票5、投票総数20票、開票の結果、加藤（東京工大）理事が過半数の得票をもって4月以降の会長予定者に互選された。

ついで新会長予定者より、受諾のあいさつがあった。

(7) 副会長の選挙について

会長より、副会長加藤（東京工大）理事が、会長予定者に選出されたので、その後任副会長の選出を行ないたい。副会長は従

来の慣例によると旧設の総合大学とその外の大学よりそれぞれ1名選ぶことになっているが、今回は、加藤（東京工大）学長が会長に選ばれ、副会長のうち1名は前田（京都大学）学長であるので、今回は特に慣例の枠をはずして投票することはどうかと語り、了承され、直ちに単記無記名により投票を行なった。出席者15名、投票総数15、開票の結果有効投票14、無効1で東京大学（次期理事）学長が過半数の得票により副会長予定者に互選された。

（加藤会長より、3時に国大協会議室において記者会見を行ない、会長、副会長の後任予定者を公表したい旨語られ、了承された。）

(8) 西ドイツ訪問について

会長より、前回（48.2.28）の理事会において、4月に会長が改選され、5月に新会長が訪独できるかどうかの問題もあるので、もし、新会長が行けないことになった場合は、現会長である私（加藤東京大学長）が前会長として参加することが了承されていた。本日の選挙の結果、加藤東京工業大学長（現副会長）が会長に選ばれ、副会長に東京大学長が選ばれたので、事情はやや異なるが、東京大学長が就任早々5月に3週間も訪独することは東大の事情から困難が予想されるので、前回理事会の了承どおり私が臨時委員として参加してよろしいであろうかと語り、了承された。

(9) 筑波大学に関連する法的措置について

会長より、前回の理事会において審議され、そのとりまとめを会長、副会長に一任されていた会長談話について、資料11のとおり原案をえたので、その要点を説明した

いと述べられ、説明ののち、本日3時から開かれる運営協議会の臨時委員会において、会長談話とそれに添付する「問題点」をさらに検討し、字句を整理したうえ、15日頃に公表することにしたいがよろしいかと諮り、了承された。

- (10) 国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置およびその運営等ならびにこれに要する経費（案）について

事務局長より、前回の理事会の際、審議を願い、さらに3月10日開催の入試調査特別委員会において審議の結果一部修正があり、資料12「国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置およびその運営等について」ならびに資料13「国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置およびその運営等に関する経費」のとおり原案をえたので、審議願いたいと述べ、原案のとおり了承された。

- (11) 国立大学協会会計規程の一部改正について

事務局長より、資料14「国立大学協会会計規程の一部改正について」によって、従来預金および有価証券の名義は、会長名義であったが、事務簡捷のためこれを事務局長名義に改めようとするものであるので、審議願いたいと、その趣旨の説明をしたところ、これについてつぎの意見が出された。

- 制度上は、会長名義であるべきであるが、担当者の人柄等の個人の人格については問題がないと思う、また問題にすべくでもない。しかし代表者が財産監守の総括的な管理者であり、責任者である。その責任が十分遂行できるように監事を置き会計監査の制度を設けている。監事

が監査をする場合の監査規定は、問題が発生した場合にその責任を誰が負うか、ということをはっきりすることを目的としている。しかし、実務上変更した方がよいと理事会できめられたらあえて反対はしないが、監事の立場から一応意見として述べておきたい。

- 実体法的には会長が責任者であるが、その事務処理上の名義を事務局長名義で処理することを任せることはどうか。

- 委任事項として、理事会が承認すればよい。しかしその基礎にある責任の所在は会長にあることに変わりはない。

以上のような意見が出され、この議案についてはなお事務局においてさらに検討し、改めてきめることにして保留となった。

- (12) 入学試験実施期日の繰り上げについて

加藤入試期特別委員会委員長より、入試期日の繰り上げについては、その後賛成を得られない大学には文書をもって再考慮を願い、さらに地区別に個別折衝をしたが、結局、今日に至るまで4大学の賛成がえられなかった。この問題については1校でも不賛成があれば実施できないということであった。また、文部省は49年度の入試要綱を発表しなければならない時期にもなったので、その発表前に特別委員会として各大学に昭和49年度の入試期日繰り上げ実施は以上の理由により見送らざるを得なくなった旨を通知しなければならない。なお、この問題の今後の取扱い方については次回の委員会において検討することとしている、と報告があった。

- (13) 高等教育の拡充整備について

会長より、高等教育懇談会においてとりまとめられた別紙資料「高等教育の拡充整備について」によって、その内容の概略説明があった。

○ 次回5月10日午前10時～午後2時まで。

(3) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和48年4月23日(月)13時30分～16時30分

場 所 東京大学医学部附属病院好人会会議室

出席者 宮島委員長

奥野、桑原、今井、岸田、円藤各委員
下沢、白田、柿内、綿貫、渡部、安盛、遠藤、高田各専門委員

文部省 大崎大学課長他1名

宮島委員長主宰のもとに開会。

◎ 大学院問題について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

このことについて、大学設置審議会大学基準分科会より中間報告が出されたので、本日はこれにつき文部省関係官の説明をきき理解を深める意味で委員会を開催した。当委員会は昨年11月13日(月)に開いた後開催していないが、国大協は大学改革問題につき大学運営協議会において研究調査をはじめ、各大学にアンケートしてその結果のまとめを進めており、それにも大学院問題に触れているので、当委員会はその整理ができてから開催し、この問題について検討することになっていた。アンケートの結果の整理もほぼ進み渡部専門委員の方でひととおりまとめた資料を先に各委員に送付し検討願っていた。この問題については国大協としても何らかの見解を述べる

段階にきているので、本日は大学設置審議会大学基準分科会より出された中間報告の資料(別紙)「大学院および学位制度の改善について」の説明を大崎大学課長にお願いし、それについて質疑を重ねじっくり理解したうえで、後刻この問題についての当委員会の今後の進め方を協議したい。ついで新委員の紹介がつぎのとおりあった。

一橋大学 今井 賢 一

香川大学 円 藤 真 一

つぎに前回(47.11.13)議事要録を朗読し承認されたのち、大崎大学課長より資料「大学院および学位制度の改善について」の説明があった。これについて、主につぎのとおり質疑および意見の交換がなされた。

○ 研究士について。5年間研究にいそしみある一定の成果を挙げれば、博士を与えてよいということになり、別に研究士という称号は設けないことになった。また、学のうん奥をきわめたとすることに対する榮譽的な役割を博士の称号に求めるのは適当でないので、これに対しては別の榮譽的制度を考えることになろう。

○ 学術博士について。その水準は他の博士と同じである。境界領域あるいは従来なかった研究分野の研究に対し与える学位であって、従来の博士の標準に達しないから学術博士にするというのではない。

○ ひとつの研究で、従来の博士と学術博士と二重にとることはできない。

○ 学術博士を設けても、その研究業績を審査する教官が大学には少ないので、大学や学会なりが博士に対する評価のレベルを落すことになるおそれがある。

○ 論文審査機関の構成。それには他の研究

科の教員、さらには学外者までも含めた広い範囲から審査員を集めて論文審査ができるようになる。

- ひとつの論文に対してどの博士号を与えるかは、その研究科の判断の問題である。
- 1年の修士課程について。これは専攻科とは別の制度である。特定の分野の課程においては、修業年限を1年とすることが適当な場合もあると考えられたことから設けられるものである。しかし、この場合も履修単位は30単位以上の修得が必要条件で、基本的にはやはり修士という思想になっている。
- 修士課程は、その目的の多様化から、修士課程はこういう性格のものでなければならぬということではなくなった。したがって、博士課程の前段階としての研究者養成あるいは職業人教育、社会人の再教育というように截然と区別しまたは区別しないで置くこともできるということになる。
- 独立大学院について。これは学部と大学院の関連性がきれることになる。大学院については2つの考え方がある。ひとつは、学部と対応していないという意味での独立大学院、この意味の大学院は現行法制のもとで置ける。その骨組となる学科・講座が大学院まで含めてもっているということが基本的にある。これをくずすこと自体は大学からの要望があれば進められる。他は、ここに出された独立大学院である。これは狭い意味での大学院で、この場合は大学とは別に独立した大学院があつてよいのではないかと、大学の中に大学院だけ置く大学、学部だけを置く大学もありうる、あるいは両方を置く大学もあつてよいので

はないかということである。

- 大学院に対する予算上の措置、専任教員の必要性などの問題について。今のままでよいかどうか疑問である。いずれ具体的な問題について審議されることになる。
- 実施時期について。6月末までに各方面の意見をきき、正式答申は秋になろう。意見の出方にもよるが、法律改正の必要性がないということになった場合は、昭和50年度実施をめどにして作業を進めることになる。

(大崎大学課長退席)

以上をもって主な問題点の質疑や意見交換が終り、つづいて委員長より今後の進め方について、文部省は6月末までに各方面の意見を集めたい意向である。

国大協としても6月19・20日に総会が開かれるので、できればそれまでに当委員会の見解をまとめ承認を得て要望を出すことにしたい。それにはつぎの①②③の意見を参考にして当委員会の見解をまとめることにしてはどうかと思う。

- ① 大学運営協議会研究部会の大学院問題に対する検討結果の意見
- ② 今回の中間報告に対する各大学の意見
- ③ 大学格差の問題についてこれまで当委員会において出された意見

つぎに、今回の大学院および学位制度の改善により大学院制度の弾力化が実現することになるが、それには、この中間報告を基にして大学院基準の検討が進められることになるから、中間報告の重要な問題点を指摘し前向きな姿勢で要望書を出す方向で今後の作業を進めることにしたい。その具体的なやり

方としては本日ここで分担を決め、それぞれ
まとめの検討を進めていただき、次回にその
素案を提出願ひそれにより当委員会としての
意見をまとめることにしてはいかがかと諮
り、つぎのとおり作業の分担と本委員会開催
の日時をきめた。

分担範囲 分 担 者

I 構 成 下沢、遠藤各専門委員
 山田委員

II 組 織、編 成 安盛、福与各専門委員

III 教 員 組 織

IV 管理運営組織

V 施 設、設 備

VI 学位制度（附

記）

渡部、白田各専門委員、
桑原委員

○ 次回5月31日（木）13時30分より

（4） 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和48年4月19日（木）13時～16時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

村尾、白淵、玉山、清水、鐘ヶ江、鈴

木、榊原、宮田、増尾、曾沢各委員

文部省 遠藤学生課長他1名

池田委員長主宰のもとに開会。

まず、つぎのとおり新委員の紹介があった。

玉 山 勇 福島大学

つぎに、前回（47. 11. 6）議事要録の朗読が
あり承認された。

議 事

1. 学生の正課中における災害事故対策につ いて

はじめに委員長よりこれまでの経過につい
て次のとおり説明があった。前回大学保健管

理協会で調べた1年間の正課中の災害事故調
査表をもとにして、正課中に起きた災害をど
のように処理するか、という問題につきその
プリンシプルを討議した。それについて主に
全額国庫補償の方式でいくか共済あるいは保
険制度的なものにするかの意見が出された。

国大協としては、これまでに学生災害の実
情についての十分な資料が整っていないの
で、全大学にアンケートして調査することに
なった。その調査期間は3ヵ月に限定して追
跡調査の方法をとり、また調査事項は昨年11
月から1月までの間に起きた学生災害事故件
数およびその期間内に支払われた医療費と
し、それにより1年間の推計を見ることにし
たものである。

ついでそのアンケートの結果についてその
概要を説明すると述べ、別紙「正課中におけ
る学生の災害事故者に関する調査集計」をも
とにして

1. 調査国立大学学生数
 2. 学生健康保険組合および後援会等の現状
（昭和46年度）
 3. 治療期間
 4. 医療費
- 等の各項目につき説明があった。

これに対し、つぎのような意見が出された。

- 正課中の事故について大学はどう考えた
らよいか。すじの通った合理的で実施可能
な補償制度を考えてゆくべきであろう。
- 実験研究中の災害だけを対象にする。体
育中の事故や一般の病気は対象外のことで
ある。課外活動中の事故をどのように考え
るかは問題がある。
- 大学の正課中の事故の補償についてのプ
リンシプルをどう考えるかの問題である

が、これについては二つの議論がなされている。①はある程度の危険が伴うことは覚悟でやらねばならない大学における正課中の実験その他の際に起る事故を、国家的補償の方式で処理すべきではないかということである。②は正課中の事故といっても、小・中・高校の場合は、学校安全会が掛金の方式で補償しているのに、大学だけが全額国家補償にするという理論が成り立つかどうか、ということである。

- 正課中の事故は、大学や教官の不注意が立証されなければ国家補償にならない。学生の過失や課外活動中の事故は国家補償の対象外である。
- 災害補償のプリンスiplは国大協で検討し、予算や法令措置は文部省が考えることになる。
- とりあえず学校安全会に加入し、設置者である文部省が相当額を負担するという方向で検討することはどうか。
- 学校安全会は、以前には大学の加入を拒否していた。最近は正式申入れがあれば検討する余地はあるということのようである。
- 学校安全会の補償は、義務教育段階にある小・中学校では設置者が半額を負担し、残りの半額は父兄負担であり、高校・高専では全額を父兄負担となっておるのに、大学は小・中・高校とは異なる特殊性があるとして全額国庫負担を考えることは無理である。
- 大学はやはり正課中の事故に限定して検討しないと大学自体も困ることにもなる。この点についてははじめからの議論もアンケートの結果も同じである。
- 何等かの形での保険制度、互助会あるい

は共済制度的なものを設け、学生もある程度の負担をするという考え方にして、その事故は正課中の災害に限定することを基本にして勉学の研究教育上の特殊性からできるかぎりの国家の援助を要望する方向で進めることはどうか。

- 大学だけの災害補償のための法人をつくることは問題である。保険協会で作るか学校安全会に加入するかの方法が考えられる。学校安全会は事務経費は国庫負担で、補償金の経費は会費制になっている。大学の場合も事務経費は国庫負担ということは考えられるからその点の検討は別として、学校安全会法に規定する「学校管理下の範囲」をもっと細かく検討すべきである。
 - 学校安全会は、国立だけでなく私立も加入している。大学の場合も私立大学を含めた問題である。また災害の範囲をどのよう
- に限定するか、単に正課中の事故というだけではじゅうぶんではない。たとえば後遺症が残るかどうかの程度の事故に足切りをすることも実的なやり方である。
- この問題について当委員会としては、この辺で何らかのまとめをすべきであろう。それには正課中の実験実習に限り、何らかの形の互助制あるいは共済・保険制度を設け、それに大学の特殊性を強調し、国としてもある程度の援助をすべきであると要望することにしてはどうか。
 - 学校安全会に加入するにしても、具体的な加入の方法をどうするかということになるが、同年令の者が一方で税金を納めていることなども考えると相当額は学生が負担することを基本にして検討すべきであろう。

- 学生が会費を出して全国的に互助していくという方向で検討するにしても、その組織をどうするか、全員強制加入にするか、任意とするか、あるいは学部単位の加入にするか大学として加入することにするかの問題がある。

以上のような意見が出されたのち、委員長からこの問題については6月の総会までに何らかの具体的方法をまとめて報告できるようにしたいので、小委員会において ①正課中の学生災害に限定する。②基本的には学生の掛金方式による保険制・共済制とする。③大学としての研究条件の特殊性から国の補助を要望する。ということを柱にして具体的にどのような方法があるかを検討することとしたいと述べられ、そのための細部の具体的問題については宮田委員および小路専門委員に文部省と折衝して貰うこととした。

2. 総会に提案する要望事項について

本委員会から毎年提出している ①大学保健管理施設の増加、充実について ②国立大学共同利用研修施設の設置について、の2つの要望書を本年度も継続して提出することを総会に諮ることについて協議し、これを承認した。

(5) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和48年2月6日(火) 午前10時～午後12時30分

場 所 学士会分館 3号室

出席者 後藤委員長

市村、博田、石川、越村、桜場、芦田、牧、井上、小島、日高各委員
白倉専門委員

文部省 佐野高等教育計画課長、栗岡留学生課課長補佐、中村国際学術課課長補佐
議事に先だって委員長より、本日は議題にあるとおり

(1) 昭和48年度予算の第5常置委員会関係事項

(2) 西ドイツからの学長招待

のことについて文部省から具体的な話しをきき、それについて第5常置委員会としての意見交換を願いたいと述べられた。

1. 昭和48年度予算(第5常置委員会関係事項 予算の概要の説明を文部省側よりきく)について

まず、別紙配付資料の「昭和48年度留学生および外国人教師関係予算(案)」にもとづき、「外国人教師の処遇改善」については佐野高等教育計画課長より、また「留学生交流の拡充」については栗岡留学生課課長補佐よりそれぞれ説明があり、それについて出された主な意見はつぎのとおりである。

○ 外国人教師は教授会のメンバーにはいないが、これはどのように考えたらよいのか。

○ 現行制度上は、外国人教師は国家公務員ではあるが国家意思の形成に参画する行為は認めることができない、というのが法制局の見解である。(文部省)

○ 国費留学生の場合はその人物がはっきりしているが、私費留学生について、チェックする制度が必要と思うがどうか。

○ 私費留学については、外務省の関係で文部省としては余りタッチできない。ただし、本年度から大学設置基準等の一部改正があり、単位の互換制度の面から多少タッチできるようになった。(文部省)

○ 日本人学生の海外派遣の実施要綱、選考基準を本年は早目に示すようにしてほしい。

○ 海外派遣学生の応募資格を博士課程学生まで広げるようにしてほしい。

○ 外国人留学生の留学期間延長を考慮してほしい（日本語修得の関係等より）。

○ 日本の大学の国際化を促進する一環としての姉妹大学制度、および学生国際交流制度の諸問題。

○ 外人教師の契約条件更新手続の簡素化。

2. 西ドイツからの学長招待について

委員長より、配付資料「Bauer 氏（ドイツ大使館文化部長）との会談メモ」によって、その後の経過の説明があり、続いて視察学長の人選は、理事の意見を伺ったうえで下記のとおり6名を決定した旨報告があつて、了承された。

会長（ただし、本年4月以降の会長とする）

加藤副会長

後藤第5常置委員長

芦田、井上、飯島各理事

続いて、各委員から、視察の際当方から持参すべき参考資料や、とくに視察を希望する箇所等について意見があり、さらに今後は教官レベルの国際間の交流（東南アジアの大学との交流も含めて）にも繋がるようにしてほしいとの希望が述べられた。

（6）第6常置委員会議事要録

日 時 昭和48年4月14日（土）10時～12時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 都留委員長

加藤会長

丹羽、和田、渡辺、氏原、岡本、鎌

田、福原、井上、北村各委員

稲野、手塚、高梨各専門委員

都留委員長主宰のもとに開会。

議事に入る前に、委員長よりつぎのとおり新委員の紹介があつた。

埼玉大学学長事務取扱 岡 本 舜 三

東京農工大学学長 福 原 満州雄

議 事

1. 国立大学教官等の待遇改善について

はじめに、委員長より本日は別紙「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」を審議願うわけであるが、この案は、給与小委員会において何回か審議した問題点を基にして高梨専門委員がまとめたもので、表現の点で、まだ補正を要するところも残されている。その内容は大きく分けて 1. 待遇改善案 2. 教授銓衡制度にもとづく任用制の2本の柱から構成されている。まず高梨専門委員より重要点の概略を説明願いたいと述べたのち、高梨専門委員より別紙資料にもとづき

まえがき

(A) 待遇改善に関する基本方針

(B) 待遇改善に関する具体的改革案

I 待遇改善案

(1) 職階制の改訂と任期制の採用

(2) 俸給表の形態変更と水準の大幅引上げ

(3) 任期制採用のために必要な待遇改善措置

(4) 諸手当の増額と適用変更

(5) 「研究教育補助職員」（仮称）俸給表の新設

II 教授銓衡制度にもとづく任用制

(1) 教授銓衡制度の主旨

(2) 銓衡の対象

(3) 任期制と銓衡の時期

(4) 銓衡機関

(5) 不服申立て

(6) 銓衡基準設置の原則

(7) 銓衡基準の具体的内容

(8) 銓衡基準の相互関連

(9) 例外的措置

(10) 本制度採用にあたっての経過的措置
の各項につき概略の説明があった。

つぎに、委員長より審議の段取りに関してつぎのような提案がなされた。大学改革問題については、大学運営協議会の各研究部会で審議しており、当委員会の検討問題と関連のある事項についても、各大学にアンケートしてその結果をまとめつつある。そのうち教官待遇改善、身分に関する問題等は関係があるので、関連研究部会との調整をどうするかの問題がある。ひとつの案としては給与小委員会が後日、関連研究部会と合同の会議をもち、本日の審議の結果をふまえて協議し、そこでまとめたものを5月10日（木）の理事会に提出する。理事会においてその案で各大学の意見をきくことが適当であるとの結論がでたら、それにより直ちに各大学の意見をもとめることにする。本年度の概算要求には間に合わないが、この問題についての国大協としての意見はなるべく早くまとめたい考えである。しかし、本日の審議過程で基本的な大きな問題がでて、更に給与小委員会において検討しなおすことになった場合は、引き続き給与小委員会で検討し、関連研究部会との調整等のことについては改めて当委員会の審議によることにしたい。以上の提案に対しつぎ

のような意見が出された。

○ 6月の総会には、どの程度のことを報告することになるのか。仮に5月の理事会で各大学の意見をきくことになっても、各大学の意見をまとめて6月の総会に報告することはむりである。

○ 基本的な課題であるから、拙速に過ぎると反対意見が出たりして実現困難な事態が起こるおそれがある。6月の総会には、このようなことについて、各大学の意見をきいているということの報告にとどめ、秋の総会までにどのようなまとめにするかを検討することにする。

○ 事務局長より、研究部会の作業の進ちょく状況につき、つぎのとおり報告があった。

(イ) 各研究部会は、アンケートの結果による問題点の整理を終り、作案の作業に入っている。

(ロ) 第1研究部会（管理運営）は、任用制について検討している。また任期制の問題もあるが、これについては、当委員会のように具体的などころまでは進んでいない。

(ハ) 各研究部会は6月12日（火）にドラフトを持ち寄り部会間の調整をする。

(ニ) 7月21日（土）に原案を事務局に提出する。

(ホ) 9月1日（土）～10月20日（土）の間に、報告書（案）を各大学に照会し、意見をきく。

(ヘ) 10月22日（月）～11月10日（土）の間に、成案を得る。

(ト) 12月の総会に報告する。
という予定になっている。

○ 昨年11月の総会における文部大臣のあいさつの中に、教官の待遇改善の問題は、教官銓衡や業績評価の問題と関連して行なうという言葉があり、学長側より意見がでて、両者は全く関係なく別個であることに修正された例もある。そのことも考慮に入れ最後の章を修正することはどうか。

○ 報告書（案）は、職階制を廃止し通し号俸制とするのであるから任期制・銓衡制をいれざるをえない。

○ この案は制度改革だから意見の一致がなければ実現は困難であるから、できれば研究部会との調整をとりそれにより本案を修正する。

○ 来年度の給与改善の要望書については、今後の審議過程において、本案がまとまる見通しがつかなければ例年どおりの要望書とするが、まとまる見通しがつけば多少時期は遅れても、本案の趣旨をふまえたうえで要望書を作成して提出することにする。

などの意見が出されたのち、関連研究部会にはさきに本案のコピーを送付しておき、検討して貰い、出来れば給与小委員会が適当な時期に研究部会と合同の会議を開き協議し調整することになった。つづいて原案の審議にはいり、各項目につき質疑や意見交換が行なわれた。

最後に委員長より今後の作業の進め方について語り、つぎのとおり取り決めた。

(1) 本日の意見を考慮に入れ高梨専門委員の方で原案を補正し委員長に送付する。委員長の校閲を得たうえ関連の研究部会に送付する。研究部会開催の際は、高梨専門委員が出席し原案について説明する。

(2) 本日出された意見により修正した原案を理事会に送付する。

(3) 今後の研究部会および理事会の審議において出される意見をふまえ給与小委員会において再検討し、それをまとめて当委員会に提案する。

(4) 6月の総会までに各大学に送付する原案を作成し、総会の承認を得て各大学に照会して、意見をきく。秋の総会に各大学の意見をまとめて報告する。

○ 次回は、来年度予算概算編成方針についての審議のため5月10日（木）15時～17時に開催する。

なお、5月11日（金）に同問題について特別会計制度協議会が開催される。

(7) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和48年3月14日（水）午後1時30分
～午後4時10分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

加藤（六）委員

鈴木、宮木、積田、尾崎各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

1. 研究所に関する問題点検討結果のとりまとめについて

初めに、鈴木専門委員より、この調査研究報告書（案）は前回（12月15日）委員会で検討した際の意見や全国研究所長会議等の意見を取り入れ、その後小委員会で検討の結果、主としてつぎの点に修正を加えたと別紙配布資料「大学における「研究所問題」に関する調査研究報告書（案）」について修正箇所の説明があった。

(1) 内容の主たる部分が他の部分と重なって

いるような箇所は省いた。

(2) 大学に密接な関係ある部分だけについてとりまとめた。

(3) 他の部会で検討中の部分を省いた。

(4) 一部字句等の修正をした。

ついで、委員長より、この検討結果のとりまとめを今後どのように処理すべきかと諮られ、討議の結果、つぎのような方針ですすめることとした。

(1) 本日の委員会で修正すべき点があれば修正し、専門委員会の立案として各委員に送り、4月15日までに各委員の意見を求めること。

(2) 上記委員の意見を基にして、小委員会で報告書（案）を再検討し、修正を要する点があれば修正をする。

(3) 各委員からの意見は、例えば昭和49年度予算に関するようなもので、とくに急を要する問題があれば特別に指摘して貰うこと。

(4) 小委員会でまとめた（案）は、親委員会にかけ、了承を得れば、さらに理事会（5月10日）に提案し、承認を得れば6月の総会頃までに各大学へ送付し、各大学（学部別）の意見をきくこととする。

(5) 各大学の意見をとる場合は、アンケート形式によらず、この報告書（案）のままで照会すること。

(6) 各大学から意見をとる場合報告書（案）の所要部数を問い合わせ、その実費を徴収すること。

以上で、報告書の取扱いについての協議を終わり、つづいて、報告（案）のとりまとめについての検討に入り、つぎのような意見の交換があった。

○ この報告には、研究所を持っていない大学のことを書いてないので、研究所のない大学でどううけとるか多少の問題がある。

○ 研究所の研究には、大学研究と企業研究の境界領域のものがあるが、この問題についての議論もある。

○ この報告（案）は、研究所のあり方が企業側の研究と違っているということを中心に強く打出している感がある。

○ 研究所には多様性があると思うが、しかし企業とはこの点がちがうという点があるべきだ。

○ 報告書の中で、とくに重要と思われる点は、はっきり打ち出すようにまとめること。

○ とくに重点をおくものについては、要旨的のものを添付したらどうか。

○ 報告書には目次をつけること。

以上のような意見の交換があり、協議の結果、報告書には目次をつけることとし、その作成を鈴木専門委員にお願いすることとした。また、全体の要旨の作成については、尾崎専門委員にこれを依頼した。

2. 技官等の待遇改善策について

加藤委員長から、この問題は、予てから当委員会でも問題となっていたが、本日前坂井東大原子核研究所長、佐々東大医科学研究所長、石川一橋大経済研究所長との会合の席で話し合ったところ「技監」の制度を設けて俸給表を新たに作ったかどうかとの意見があった旨報告があり、続いて、この問題について意見交換をしたが、鈴木専門委員から研究所長会議でも技術系職員の俸給引上げについて目下検討中である旨報告があった。

討議の結果、この問題は、趣旨には賛成で

あるが早急に解決し得る問題ではないので、今後当委員会としてとりあげ、検討することとした。

○ 次回専門委員会

4月27日(金)午後2時～午後5時

なお荒専門委員から、3月末で東京大学東洋文化研究所長を退任する旨の報告があったが、本委員会の専門委員は当然継続してもらうこととした。

(8) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和48年1月10日(水)午前10時～午後1時

場 所 学士会分館 6号室

出席者 加藤(六)委員長

白淵, 加藤(陸), 小山, 谷田, 長崎,
中川, 丸井, 佐野, 増尾, 井上, 曾
沢, 菅, 力武, 山岡各委員

加藤(六)委員長主宰のもとに開会。

まず、委員長よりつぎのとおり新委員の紹介があった。

丸井文男教授 名古屋大学教育学部

佐野幸吉学長 名古屋工業大学

ついで、前回(47. 10. 28)議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

1. 入試期繰り上げ再照会の回答とその処理について

谷田委員(委員長外国出張中代理)より、昭和47年11月28日(総会当日)に本委員会を開催し、総会報告のためのまとめをする予定であったが、総会日程の都合上開会できなかったのもので、前委員会の決定に従って総会には計数だけの中間報告をし、不賛成と回答した

大学からは、その事情についての説明があった旨の報告があった。

続いて、丁子事務局次長より、別紙配付の「大学入学試験の実施期日の繰り上げについて」により再照会の結果につき説明があった。

結局、入学試験の実施期日の繰り上げについては、賛成65、賛成を得られない大学が11となった。

委員長より、賛成を得られない大学に対し、もうひと押し賛成を要請するという方針をとることは本委員会としてどうかと諮り、これについてつぎのような意見が出された。

○ 試験場の確保が困難であるということは致命的な問題であるから、高校長会議等に働きかけ試験場が確保できるように条件を整えてやる必要があることではないか。

○ この問題の解決は、文部省でなすべきことではないか。

○ 国大協から、直接高等学校長会議に呼びかけをすることは適当でない。

○ 国大協としては、文部省に働きかけ、文部省で高等学校その他の試験場を確保できる条件を整えてもらい、国大協と文部省が協力しながら進めなければうまくいかないと思う。

○ 全国共通第1次入試の方法が研究されつつあるから、新しい入学試験の方式が考え出されることになれば、この問題もおのずから解決されるのではなからうか。

○ 本委員会での検討もここまで進展してきたのだから、残りの反対される数大学については、文部省側で試験場確保の条件整備に配慮してくれるのであれば、もう一度協力方を要請することにしてはどうか。

○ 前回(47.10.28)の段階でも、そのようなことは考えられていた。本委員会としては、今日までの検討状況を文部省に説明し、その後は文部省から試験場が確保できるように高等学校や県教育委員会等に申し入れをする、ということになるのではないか。

○ 試験場以外の理由で「否」と回答した東京学芸、東京芸術の二大学があるが、これらの大学は特殊な理由であるので別に検討の要があるが本委員会の委員のうちから個人的にでも同調を申し入れをすることはどうか。

などの意見が出されたのち、1月中旬過ぎに委員長が会長と同道し文部省に事情を報告し、とくに高校を借用する試験場について積極的に働きかけて貰うこととした。なお、この問題については2月頃開催する委員会ですらに協議することとした。

2. 国立大学の入学試験期日(Ⅰ期・Ⅱ期)の組み替えについて

委員長より、この委員会の本来の任務である国立大学入試のⅠ期校・Ⅱ期校の組替問題あるいはそれについての今後の審議の進め方などについて自由に討議を願いたいと述べられ、おおむねつぎのような意見が出された。

○ 前に、入学試験期日組み替えに関するアンケートをとったが、その調査結果によれば国立大学全体として過半数の賛成があった。そこで多数意見を尊重しその方向で進むようにすればよいことになるのであるが、この問題は、単に大学の規模の大小や調査結果の数だけを基にして判断することは避けなければならない事柄であり、反対の理由をよく分析し慎重に進める必要があ

る。

○ Ⅰ期・Ⅱ期の期日だけを決め、実施期の選択は各大学の自由にしてはどうか。そうすれば2回受験の機会を与えるという趣旨も残されることになる。

○ たとえば医学部だけはⅠ期にしたいという意見が強く大学としての統一見解に達していないところもあるのではないか。

○ 旧制高等学校時代には第1志望、第2志望を1回の試験で決める方法があった時代もある。いずれ全国统一試験が実施されることになれば、その方法も可能ではないか。

○ 2回受験のチャンスを与えるということと言われる反面その意義がないではないかということも言われている。それはⅠ期校志望であったが、落ちたから仕方なしにⅡ期校にきたのだというコンプレックスを最後まで持ちつづける学生がはいってくるようになって、最初からⅡ期校志望の学生はいれないことになり、まじめに勉強する学生は少なく、これが大学紛争の一要因になったといっているのではないか。

○ だから2回受験のチャンスを与えるということよりも、1回で合格可能の限界にある学生だけが受験してくれた方がよい。

○ 2回の期日だけ決め、その実施は各大学で決め、1回制にしてしまう。1回にするが第1志望・第2志望制にする。あるいは目下統一入試の方式が検討されつつあるから、その結果をまつことにする。などのことが考えられるが、組み替えはやろうとしても極めて困難な問題である。

などの意見が出されたのち、この問題についてここでただちに結論を出すことはできな

いので次回に引続き検討をかさねることにした。

(9) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和48年2月12日(月)午前10時30分
～12時

場 所 学士会分館 8号室

出席者 加藤委員長

実方、白淵、松永、加藤(陸)、小山、
谷田、長崎、中川、今西、丸井、佐
野、井上、菅、力武、葛西、黒田各委
員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回(1月10日)の議事要録を朗読し、別紙のとおり一部字句の修正があつて承認され、議事に入った。

1. 入試期日の繰り上げについて

初めに委員長より、前回の委員会で、入試期日を繰り上げる場合、高校側に対して試験場の便宜を与えるよう文部省から積極的に働きかけてもらうよう依頼することになっていたが、去る1月24日会長、委員長、丁子事務局次長が文部省へ同道の上、国大協側の事情を説明し要望したところ、文部省側から表だって働きかけるよりは、むしろ国大協が表面にたち文部省は側面的に協力する方が有効と思われ、また、このことのために高校長会議を開くことは無理であろうとのことであった旨報告があつた。

続いて、事務局次長から前委員会の時、期日繰り上げに関するアンケートに対して未回答であつた大学のその後の回答状況について報告があり、現在不賛成大学は10大学になつ

た旨報告があり、これらの大学に対しては、①当該地区の委員から高校側に協力をしてもらつたらどうか。②高校長会議を開いた時に議題としてとりあげてもらい、当協会から事情を説明して了承を得たらどうか。③文部省への回答期限はいつまで延ばせるか確かめてほしい(後日文部省へ問い合わせたところ、3月20日までに回答してほしいとのことであつた)。——等の意見があつた。

ついで別紙により、不賛成であつた大学の不賛成理由の説明があつた後、今後の進め方について協議したところ、現状では、明年度(49年度)からの実施は困難なような情勢であるが、つぎの4案が考えられるとのことであつた。

(1) 反対的意见を出した大学の該当地区から出ている入試期委員が、その大学とあまり強制的にならないよう3月中に話し合つてもらう。この場合必要なら国大協からも協力すること。

(2) 昭和50年度から実施するよう検討する。

(3) 目下、入試調査特別委員会で検討している「共通第一次入試」を行なう時に合せ、改めて検討する。

(4) 特例的にいくつかの大学だけを早める。

(この案は、Ⅲ期校的となり、入試をかえって複雑化する難点があつて取りやめとなる)。

上記のような意見が出され、検討の結果、不賛成の大学に対し、本日出席の委員が下記のとおり分担してよく事情をきき、できるだけ同調を願うよう働きかけることとし、最終的に不賛成の大学があつた場合は、昭和49年度からの繰り上げは無理であるとの結論となつた。

記

大 学 名 分 担 者
和 歌 山 井 上 委 員
帯 広 実 方 委 員
埼玉, 群馬, 茨城 小 山 委 員
東京芸, 東京外語 谷 田 委 員
学芸大, 横浜国立 加 藤 委 員 長
福 井 丸 井, 今西両委員

2. 入試期日(I期・II期)の組み替えについて

初めに委員長より, この問題は昭和40年6月に第2常置委員会でとりあげられ, 爾来改善案の検討に当たっていたが結論を得ることができず, その後昭和43年に「入試期特別委員会」を設け, これに検討を引継がれ, この委員会でも数回にわたってアンケートその他の方法をもって検討をしてきたが未だに一致した結論が出ず今日に至っていると従来の検討経過について, つぎのように説明があった。

この問題は, 当初II期校側よりの希望で組合わせの手直しの申出があつて第2常置委員会で検討を始めたが, 容易に意見が一致しなかった。

その後, 第2常置委員会で現状維持, 組合わせ手直し, 全国一斉一回の各案についてアンケートをとって意見調査をした。第1次のアンケートの結果は, 全国一斉一回を可とするもの過半数であつたが, 第2次の調査では受験生に2回の受験の機会を与えるべきだとの建前から, 前回の調査結果とは逆に, 現在の組合わせを修正してI期・II期制の存続に賛成する大学が過半数を占める結果となった。

その後, この問題は「入試期特別委員会」を発足させ, この委員会で引継ぎ, 入学試験を2期に分けて行なうということを前提とし

て検討をしてきたが, 未だに結論を得るまでに至らず, 昨47年「入学試験期日組み替え方針」についてのアンケートをしたところ, 過半数の大学から現在のI期・II期の組分けを修正する案に賛成的の回答があつたと下記の数字をあげて今日に至るまでの検討経過の説明があつた。

記

入試期組み替えに関するアンケートの整理結果

入試期特別委員会
昭和47年6月7日

大学数 区 分	大学数	内 訳		備 考
		I 期校	II 期校	
賛 成	36	8	28	
修 正	7	2	5	
反 対	22	15	7	
そ の 他	10	4	6	
計	75	29	46	

以上の説明があつた後, 従来の検討状況について他の委員から補足説明や質疑応答があり, 最後にこの問題の検討を今後どのように進めていくかと諮られ, 協議の結果, つぎのような方針で検討することとした。

- ① 文部省側の, 受験生に2回の受験の機会を与えるという原則的の考え方は, 最近薄らいできたようだが, 現在でもその建前をとるのか, 国大協から文部省側へ確かめること。
 - ② 次回の委員会では, 従来第2常置委員会と入試期特別委員会で検討した組み替え案に関する資料を用意し, それを基にして再検討をすること。
 - ③ 上記のことをまず検討した上で, 今後の進め方をきめる。
- 次回委員会

4月27日(金) 午後1時より

(10) 入試調査特別委員会議事要録

日時 昭和48年1月10日(水) 午後1時～午後4時

場所 学士会分館 6号室

出席者 前田委員長

加藤(陸)、谷田、小山、加藤(六)、桜場、丸井、佐野、桝原、増尾、菅、飯島、長瀬、中村、細川各委員

前田委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長より、つぎのとおり新委員の紹介があった。

丸井文男(名古屋大学教授)

佐野幸吉(名古屋工業大学長)

細川藤次(神戸大学教授)

ついで、前回(8月28日)の議事要録を朗読し、承認され、続いて、委員長より去る12月6日文部省側と国大協側で行なわれた「入試改善調査室に関する懇談会」の模様について別紙要録を朗読の上報告説明があった。なお、この懇談会要録は決定したものではなく、懇談会のメモ程度のもののご承知願いたいと付言された。

議事

1. アンケートの回答状況について

昨年9月「全国共通第1次試験に関するまとめ」について各大学に対し、アンケートによって意見を求めたが、その回答状況を丁次長より別紙集計資料によって、回答大学が74大学(316学部等)からあり、大勢は当委員会構想に賛成的意見が多かったが、反対的意见もあった旨説明があり、続いて、質疑応答があった。

2. 共通第1次試験の研究計画について

委員長から、アンケートの上記結果を見て、今後委員会としてどのようにしたらよいかと諮られ、本委員会としては今後もおお検討を進めることが了承され、さらに

- ① 最終的に例えば50大学だけしか賛成がなかった場合、その賛成大学だけでも実施にふみ切るのか。
- ② 国大協としてはそのような場合、各大学の自主性に任せることが前提となっているので、賛成の大学のみでもやむを得ない。
- ③ 賛成大学だけでもよいということであれば、ただちに実施の方向へ向って検討を始めてもよいのでないか。
- ④ 各国立大学の医学部が、一致して共通第1次試験を希望する場合には、医学部だけでも別個に実施することは可能か(差し支えないとする意見もあった)。
- ⑤ 「〇×式」、「足切り」という言葉の表現が適当でないという意見を外部から聞いたが、考慮すべきではないか。
- ⑥ 「共通第1次試験」は、費用と手数倒れになるおそれは無いかとの意見もある。
- ⑦ 本委員会としては、一応意見を出してあるので、今後は、高校側の意見を確かめる必要がある。
- ⑧ 高校側では、学校長は賛成的であるが、一般教員は不賛成的な意見も多いようだ。
- ⑨ 「共通第1次試験」は、本来のねらいとは逆に却って試験地獄を招くおそれがあるとの意見もかなりある。
- ⑩ 12月に実施するのでなく、もっと第2次に接近して実施することはどうか。
- ⑪ 第2次については、科目を重点的にしぼる旨をはっきりさせた方が二重負担になる

との誤解をさけることになる。

- ⑫ さらに出題の水準、各大学への点数の通知、教科内科目の問題等についても検討を要する点があろう。

大路上記のような意見の交換があり、最後に委員長より、今回のアンケートの回答を見て過日照会した「全国共通第1次試験に関するまとめ」をさらに修正（欠点となることがあれば指摘することも含めて）する必要があるかどうか、また、研究の実施の場合の専門委員会の構成をどのようにするか、高校側の意見をどの段階で確かめるか等を諮られ、討議の結果、これらの問題については、次回委員会で改めて協議することとし、各委員はそれまでに考えておいてほしいと要望された。

なお、日本教育心理学会で近くこの問題に関する公開シンポジウムを開催するので出席願いたい旨の要請があったが、その場合、前田委員長と谷田委員が出席する予定である旨了解を求められた。

○ 次回委員会

2月12日（月） 午後1時～午後5時

（11）入試調査特別委員会議事要録

日時 昭和48年2月12日（月）午後1時～午後5時

場所 学士会分館 8号室

出席者 前田委員長

実方、松水、加藤（陸）、谷田、小山、川村、加藤（六）、桜場、丸井、佐野、榊原、増尾、釜洞（代、上原）、細川、菅、倉田、長瀬、黒田、中村各委員

文部省 大崎大学課長、逸見同課長補佐

◎ 共通第一次入試の研究計画について

前田委員長主宰のもとに開会し、委員長より本日は、入試改善調査研究費の内容につき文部省関係官より説明願いたいがいかがと諮り了承されたのち、この予算は45,121,000円が認められたが、定員はつかなかったので、臨時職員で補うことになったと述べ、つづいて前回の議事要録を朗読し、一部修正のうえ承認された。

ついで、大崎大学課長より、配布資料別紙の「昭和48年度大学入学者選抜関係予算案」および「国立大学入試改善調査研究委託費内訳」にもとづきその概略の説明があり、これについて出された主な意見はつぎのとおりである。

- 要求予算5,000万円が若干減額になったのは、国大協としては、検査の試行を大きくはやらないということであったので、モニター調査もやらないこととし、それらが落ちて減額になった。
- 入試改善調査室は置かないことになったので、賃金支弁を20人から30人に、また入学主幹等の増ということでカバーすることとした。
- 科目別専門委員会（14科目）は、5教科14科目を標準科目とし、各大学の入学試験に出題されている科目を予定している。その科目別専門委員会の数は国大協で必要に応じて適宜決めてよい。
- 委員会の名称・数など大まかの計画を3月初めまでに決めて知らせたい。文部省ではそれによって大蔵省と協議して4月以降には出発できるようにしたい。基本的なことが決まれば具体的な運用は国大協の自由裁量に任されることになる。

- 実施体制専門委員会はコンピューター専門委員会ということになるのではないか。
 - 実施体制専門委員会という名称は変更してもよい。そのなかみは共通第一次試験実施方法等調査の全般的な検討をすることではなく、共通第一次試験標準問題作成および検査の試行ということに限定した場合の実施体制のことである。
 - 公社等を作ってやるかどうか等の検討は実施方法等調査委員会の仕事になる。
 - 昭和48年度は、この総予算の枠内で処理することになるが、実行予算の計画の中で他の項目に流用することは可能である。
- つぎに、委員長より専門委員会の構成をどのようにしたらよいか検討願いたい。なお本日は時間が許せば、「全国共通第一次試験に関するまとめ」をアンケートの結果により修正（その際に欠点となる点も指摘）し、この特別委員会としての最終的なまとめの作成について検討願う予定であると述べられ、休憩に入る。

（午後3時30分再開）

科目別専門委員会の編成を世話する大学およびその担当科目について意見の交換があったのち、つぎのとおりとした。なお、コンピューターに関しては一つの専門委員会をつくり、関東甲信越地区に所属させ、東京大学に

地 区	委員会数	大学名	科 目
九 州	2	九 州 大	物理、化学
中国・四国	1	広 島 大	英語
近 畿	3	京 都 大	日本史、世界史、地理
東海・北陸	1	名古屋大	数学一般・数学Ⅰ
関東甲信越	3	東 京 大	倫理・社会、政治・経済、現代国語・古典
東 北	1	東 北 大	生物
北 海 道	1	北海道大	地学

世話をして貰うこととした。

なお、九州大学には黒田、中村 両 委員より、東京大学には加藤（六）委員より、北海道大学には実方委員より本日の決議事項をそれぞれ伝えることとした。

これにつづいてつぎのような意見が出された。

- 世話大学は、委員長およびその所属大学（専門委員会設置大学）を3月中旬に事務局に報告する。
- 高校の教師に専門委員会に出席を願い意見をきくことはどうか。その場合謝金を出せるか。
- 総会の性格・構成・科目別専門委員会との関係。
- 文部省との連絡など対外的なことはこの特別委員会がやる。
- 各専門委員会の経費は、支出原案を作成してこの特別委員会に提出する。
- 検査の試行については、専門委員会委員長の連絡会議のようなところからこの特別委員会に発議する。

以上のような意見が出されたのち、つぎのとおりになった。

- 文部省から示された別紙「委託費内訳」の1.「共通第一次試験実施方法等調査」を担当するものとして「実施方法等調査専門委員会」を置き、その構成は、この特別委員会の委員のうちから数名参加し、他に適任者数名を人選し委嘱する。
- 2.の(1)のイ「標準問題等研究委員会」の「総会」は、「研究委員会委員長連絡会議」に名称を改める。

上記の委員会はいずれもこの特別委員会に所属するものとする。

- 各専門委員会からは研究の結果を報告する。

今回は、3月10日(土)午後1時～午後5時まで、なお、「全国共通第一次試験に関するまとめ」はアンケートの結果によりさらに修正して総会に報告すべきであると思うが、試験の新しい方法についての利点は述べてあるが欠点は述べてないので欠点となる点も補足し最終的なまとめにしたい。そのまとめの作成を委員長と在京の委員に一任することはいかがかと諮り、承認された。

(12) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和48年3月10日(土)午後1時～午後4時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

松永、加藤(陸)、谷田、加藤(一)(後半は湊教授代理)、川村、加藤(六)、桜場、丸井、榊原、増尾、釜洞(代、上原)、細川、菅、長瀬、黒田各委員

(オブザーバー)

小山、湊各東大教授

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、開会の挨拶があつてのち、釜洞委員(阪大)の代理として出席された上原教授と東京大学からオブザーバーとして出席された小山、湊両教授の紹介があり、続いて、前回(2月12日)の議事要録を朗読、承認されて、議事に入った。

◎ 入試改善調査研究委託費について

初めに、委員長から、今まで数回の会合を開いて検討した入試改善調査研究の具体的実

施方法についての考え方が一応別紙資料「国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置およびその運営等について」のとおりまとめたと同資料を朗読のうえ、説明があり、続いて、鶴田事務局長から、別紙資料「国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置及びその運営等に要する経費」は、本入試調査特別委員会としても、また、文部省に対して予算の説明をする資料とするためにも必要であるのでこのように科目別の予算額をまとめてみたとその使途の内訳について各科目ごとに説明があった。

ついで、具体的実施方法についての質疑に移り、つぎのような意見の交換があった。

- 経費関係資料の総括表の「入試調査特別委員会」の予算5,612千円は、入試調査特別委員会のみが使つてよいかどうかは国大協の他の委員会との釣合上疑問がある。
- 原案によれば、東京大学の受検科目は、国語、倫理・社会、政治・経済の三つになっているが、目下引受けの可否について検討中(とくに国語)の段階であり、3月中には結論を出そうとしている。
- 科目別研究専門委員会の人数は、少なすぎるような感じである。多少の増員はできるような幅をもたしたらどうか。また、高校教員は委員としないで、必要に応じて出席を求めるようにしたらどうか。
- 専門委員の委員会出席の謝金が1回当たり1,000円では少ないようだ。
- 試験的調査のための入試問題を作成する場合、㊤にするかオープンにして意見を聞くような形にするか。
- 今のところは、問題を計算機に入れられるかどうかを検討する段階であるので、㊤

扱いでなくともよい。

- 初めから、各委員会にコンピューターの委員を加えておいたらよいのではないか。
- 委員を依頼する場合、どのような委員会をつくるかその内容がわからなければ頼みにくい。
- 所属の各委員会の最終的責任は、本委員会が責任を持つべきだ。しかし、形式的には、国大協が責任者となる。
- 各委員会の予算配当は、当委員会に諮ったうえで、決めること。
- 「モニター調査」の項は、別紙のとおり修正すること。
- 連絡会議の招集者は入試調査特別委員会の委員長とする。

大略上記のような意見があり、討議の結果、「国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置およびその運営等について」のまとめは、別紙のとおり一部を修正し、また、「国立大学入試改善調査に関する委員会設置およびその運営等に要する経費」については一部事務局長のもとで修正し、文部省へ持参説明のうえ提出することとするほか、後日文部省に対し委託費請求の場合および科目別専門委員会その他に予算配当をする場合にもこの内訳を使用することに了承された。

なお、最後に、湊教授から、コンピューターにける問題を実際に検討するのはいつ頃になるかとの質問があったが、これに対して委員長より、目下のところははっきりした見とおしはできないが、本年夏期明け（8月末頃）までにはある程度の見とおしをつけたいとの意見があった。

- ◎ 「全国共通第一次試験に関するまとめ」の修正点について

本日は、時間の都合上予定を変更し後日に協議することとした。

- 次回委員会

4月23日（月）午後2時～午後5時

(13) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和48年4月23日（月）午後2時～5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

松永、谷田、林、小山、桜場、丸井、佐野、榊原、釜洞（代、上原）、細川、菅、長瀬、黒田、中村各委員

（オブザーバー）

湊東大教授

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より開会の挨拶があつてのち釜洞委員（阪大）の代理として出席された上原教授並びに今回委員に新任された林東京大学長の紹介があり、続いて前回（3月10日）の議事要録を朗読し、一部削除のうえこれを承認した。

議 事

1. 共通第1次入試の研究計画について

前田委員長より、前回の委員会で承認された「国立大学入試改善調査研究に関する委員会設置およびその運営等について」のうち1. 入試調査特別委員会の項について修正の問題が生じたので、先ずこの件について審議願いたい旨述べられ、これについて鶴田事務局長よりその事情について次のとおり説明があつた。

共通第1次試験調査研究の委託費交付を受けるため、前回の委員会で承認された「委員

会設置およびその運営等について」並びに「委員会設置およびその運営等に要する経費」の方針に基づき過日文部省と折衝したところ、前回決定の原案の一部修正を余儀なくされる結果となった。その修正箇所は、原案の1. 入試調査特別委員会の部分で、原案においてはこの調査研究の総括的審議機関は本入試調査特別委員会を当てる構想であったが、文部省側はこの委託研究のためにはそのための新規な独自の委員会を設けてほしいとの意向を示し、種々折衝したが結局別紙資料記載のように1. の入試調査特別委員会の代りに「入試改善調査委員会」を置くような案となった。この「入試改善調査委員会」は、今回の委託研究の総括的審議機関であるとともに委託費受け入れの上からも必要な組織ということである。

なお、この委員会の委員構成は本委員会の委員を以て当てることになっている。この修正案が本委員会で承認いただけるならば、本協会内の「特別委員会」としてこの「入試改善調査委員会」を設置する議を別紙案により理事会に諮りたいのでよろしくご審議を願いたい。

以上の提議に対し種々論議が交されたがその主な意見は次のとおりである。

- これまでの考え方では、入試調査特別委員会は共通入試の調査研究の総括的な仕事をするが研究委託費については他の委員会との関係上これを使わないということであったと思うが、今回の入試改善調査委員会では委託費を使うということになるなら特別委員会をやめいっそ専門委員会だけにしてどうか。
- 別紙の文部省の「国立大学入試改善調査

研究の実施委託要項」(案)および「委託契約書」(案)によると総括的審議機関は調査研究委託の形式上必要とされているので省くことはむずかしい。他の委員会との関係の問題については、委員会の名称が別なものになったので形式的には問題はない。また、実際に調査研究の仕事をするとなると、この委員会としてもそれ相応の経費がかかる。その経費まで国大協の予算で賄うことは不可能である。

- 今度の「入試改善調査委員会」と本来の「入試調査特別委員会」との関係はどのようになるのか。
- 前回の会議の時には総括的審議機関としての入試調査特別委員会の予算は全体の予備費的なものとして計上したという話しがあったようだが、もしそうならその分を他の専門委員会に予備費的なものとして分配してはどうか。
- 「入試改善調査委員会」はこの委託研究についての総合的な検討をするが、国大協としては更に独自の立場から入試問題を検討する必要がある。すなわち、本入試調査特別委員会としては外に処理する問題もあることと思われる。そのような本来の業務の場合の経費は従来どおり国大協で持ち、委託研究関係のものとは経理的に区別する。
- 両者の関係は、メンバーは同じであっても仕事の内容が違うということであれば納得がゆく。
- この両者は同格のものか、それとも上下関係があるのか。
- 入試改善調査委員会はこの入試調査特別委員会に属するものと考えてよいのではな

いか。

- 入試改善調査委員会が本入試調査特別委員会に属するものとするならば、別紙理事會提出の委員会設置案にあるような特別委員会的性格のものとしないうで専門委員会的なものとして本委員会だけの承認事項としたらどうか。
- 文部省は委託金の対象となる委員会を作ってくれという意向なのでこのような案となった。両者のメンバーが同一なので二枚看板のようであるが、審議上の面からも本委員会の方が上位にあり、また設置の趣旨からも両者は本質的に違ふ。委託費に関する調査研究報告書は入試改善調査委員会で作し本委員会を経由して文部省に提出されることになる。また、この入試改善調査委員会を「特別委員会」と規定したのは、本協会の会則には委員会は常置委員会と特別委員会の2種類しかないので、形式上この枠の中に入れなければならない事情にあるためである。
- 入試改善調査委員会は形式的には「特別委員会」であるが実質的には入試調査特別委員会の下部機構という考え方にすればよい。
- この「入試改善調査委員会」設置の問題は、国大協の性格に関わる点もあるので、疑問のないようにはっきりさせておく必要がある。
- この問題は結局、委託費による調査研究を行なうためには委託費の面に限定して窓口になる総括的委員会が必要であつて、それには既設の委員会では無理ということから、予算を貰うための形式としてこの「入試改善調査委員会」が設けられることにな

るというふうに理解してよいか。

以上のような意見交換ののち、委員長からこの件については文部省から委託費を貰う関係もあり、また両者の関係については、委員のメンバーは同一であり、形式上両者は同格だが、実質的にはこの入試改善調査委員会はその職務が委託費に限定されているので本委員会の下部機構ということであるということで、この修正案のとおり承認願えるかと諮り、原案どおり承認された。

ついで委員長から、本委員会と入試改善調査委員会は重なつており、また科目別研究専門委員会連絡会議の仕事等もあつて今後作業が増大することもあり、他方、自分の学長任期も迫っている関係から作業引継ぎのことも配慮する要もあり、この際副委員長（2名）を置くことにしたいと提案があり、協議の結果、加藤（陸）（東北大）、谷田（お茶の水大）両委員に委嘱することとなった。

次に委員長から本委託研究に関する文部省作成の別紙資料「国立大学入試改善調査研究の実施委託要項」（案）および「委託契約書」（案）について意見を求め、経費の流用の点について質疑応答があつたのちこの案を承認した。

以上に引続いて本入試改善調査研究に関する委員会設置の問題について協議し、次のとおり取り決めた。

1) 科目別研究専門委員会並びにコンピューター専門委員会について

本専門委員会の設置の進行状況について鶴田事務局長より次のとおり報告があつた。

前々回の委員会（48. 2. 12）においてこれの設置のための世話大学を決めあつて

ん方を依頼したが、その後広島大学（英語）から決定の書面通知があり、その他北海道大学（地学）、東北大学（生物）、名古屋大学（数学）、東京大学（国語、コンピューター）等からもほぼ内定した旨の連絡を受けているが、京都大学（日本史、世界史、地理）、九州大学（物理、化学）では進行中の模様である。なお、東京大学が世話大学となった倫理・社会と政治・経済の2科目については、前者はお茶の水女子大学に、後者は一橋大学に引受け方をそれぞれ交渉中の由である。

以上の報告ののち、今後の措置に関して事務局長よりこれの設置を早急に完了するため別紙依頼状を各世話大学に送り促進を図りたいと諮り了承された。

2) 実施方法等調査専門委員会

事務局長から共通入試を実施する場合の実施主体、実施方法等について検討することの委員会の設置については、コンピューター専門委員会の担当者から共通入試実施の概要（志願者教、受験者教、採点方法、成績通知方法等）が分からないと検討作業が進められないとの意見もあるので早急に設置してほしい旨要望があり、この委員会の人選について審議の結果、下記の方針によって選出することとなった。

本委員会所属委員中より

1. 学長委員（或いは当該学長推せんの教官）を各地区より1名……7名
2. 教官委員全員……6名

そのほかコンピューター専門委員会より2～3名

計 15～16名

なお、1.の各地区からの学長委員を次の

とおり指名した（当該学長の推せん教官でもよい）。

北海道地区＝実方（小樽商科大）
東北地区＝加藤（陸）（東北大）
関東・甲信越地区＝林（東京大）
中部地区＝榎原（三重大）
近畿地区＝増尾（京都工繊大）
中国・四国地区＝飯島（広島大）
九州地区＝中村（鹿児島大）

2. 「全国共通第1次試験に関するまとめ」の修正点について

委員長から、この「まとめ」については過般各大学にアンケートを行ない、各大学から種々な意見も寄せられ、また、この「まとめ」には共通入試の利点の面のみ記して欠点の面に触れていない点もあるので、もし修正を要する点があれば修正を加えて最終的なまとめをしたいので審議願いたいと述べられた。

これに対し ① この「まとめ」については文章の表現上で言葉の足らない点があるようである。② 内容相互の間に矛盾が認められるような箇所がある、等の点から種々意見が述べられたので、この修正の問題については更に検討を進めることとし、そのために下記メンバーによる小委員会を設け、来たる5月21日（月）に会議を開催することとなった。

小委員会メンバー（全教官委員）

松永（弘前大）、川村（東京農工大）

丸井（名古屋大）、細川（神戸大）、菅（岡山大）、長瀬（佐賀大）

(14) 教員養成制度特別委員会議 事要録

日 時 昭和48年 3月12日 (月) 午前10時～午
後12時30分

場 所 学士会分館 8号室

出席者 飯島委員長

岩下, 大田, 石田, 戸田, 岸田, 谷
口, 小野各委員

末吉臨時委員

説明員 文部省阿部教職員養成課長, 藤村同課
長補佐

1. 教員免許法一部改正について

委員長より, この委員会は昨年10月20日に
教員養成制度に関する調査研究報告書一教員
養成の現状と問題点一について審議し, 更に
それを小委員会において修正整理して昨年秋
の総会に報告し, 一応の作業を終った, と報告
があり, 続いて本日は, 阿部教職員養成課長と
藤村課長補佐に出席いただいたので, 教員資
格認定制度の拡充改善の問題について文部省
より配布の資料「教育職員免許法等の一部を
改正する法律」および「同法律案要綱」につき
説明願ひ, それにつき質疑をかさね理解を深
めたいと述べられ, さらにできればこの機会
に教員養成の具体的な問題として教員養成を
中心とする教育学部設置基準の問題, 教員養
成系の大学院の問題について阿部課長から差
しつかえない程度の情報提供をいただき, そ
の後で一般大学における教員養成のあり方の
問題も含めて, この委員会の今後の作業の進
め方について検討願ひたいと述べられた。

ついで, 教職員養成課長より別紙資料によ
り教育職員免許法等の改正点の概略につき説
明があり, つづいて, 主につぎの点につき質

疑ならびに意見交換があった。

- 教師は, 大学で養成するという原則と大
学に行けない者にも教師になれる道を拓け
てゆくという矛盾した二つの原則の調和を
どう考えていったらよいのか。
- 教員資格認定試験を大学に委託するとい
うことであるが, 大学がどの程度のイニシ
アチブをとることになるのか。
- 合格者の教育実習はどうやるのか。
- この問題の今後の取り進めについては,
文部省は国大協を通して現場の考え方をと
り入れていくことが望ましいのではない
か。

2. 教員養成を中心とする学部設置基準およ び教員養成系大学院の問題について

委員長より, 標記の二つの問題について
文部省の考え方などを説明願ひたいと述べら
れ, 阿部課長よりつぎの点につき概略の説明
があった。

(1) 設置基準の問題について

- 教育大学協会などから話題が出され
た。
- 設置基準というのは, 国・公・私立を
通じて共通の大学設置のための条件であ
る。
- 教員養成大学の関係で問題になるのは
教員組織である。
- 学科目制, 課程制と予算措置の問題。

(2) 大学院の問題について

- 中教審から提案があって話題になっ
た。
- 現職教員の再教育を行なう大学院制度
の方向性の検討
- 教員養成大学に大学院を設けることに
ついての題問点

これにつづいてつぎのような意見が出された。

- ① 現状に即した教員養成大学はどうあるべきか、つぎに具体的な問題としての大学院の置き方の検討を進めなければならない。
- ② 他面、各県に教員養成大学を置き、20年間築き上げてきたこれをこのままにしておいて、新しい大学を設けることにも問題がある。
- ③ 国大協としては、これらの問題の検討を進め、文部省とも相談することにしたい。
(文部省側退席)

3. 今後の進め方について

本委員会の今後の作業を、つぎのとおり進めることになった。

- ① 教員養成系における大学院の問題については末吉臨時委員、教員養成大学(学部)の設置基準の問題については岩下委員、一般大学における教員養成の問題については大田委員の方で関係資料を集める。
- ② 大学基準協会の審議状況が明らかでないので、この点は委員長において確める。
- ③ それぞれの分担によりじゅうぶんな資料を集め、一通り検討したうえ、4月の下旬～5月の上旬に小委員会を開催する予定で作業を進めることにする。

4. その他

委員長より、つぎのとおり会長宛に要望書の提出があった旨報告があった。

- (1) 大学院博士課程を置く国立大学教育学部長・事務長会議より
 - a) 教育社会学講座ならびに教育方法学講座を実験講座に振替拡充すると共に非実験講座との格差は正についての要望書
 - b) 教員養成制度の充実についての要望書

c) 学生定数および助手定数の増加を含む大学院の充実についての要望書

- (2) 日本教育大学協会北陸地区第一・第二部会評議員会より

a) 教員養成大学・学部における教育・研究の体制についての要望書

(15) 大学運営協議会各研究部会 合同会議議事要録

日 時 昭和48年1月17日(水) 午前10時～12時

場 所 学士会分館 8号室

出席者 加藤会長

第1研究部会

今西部会長

加藤(陸)、芦田、山田各委員

第2研究部会

宮島部会長

柿内委員

下沢、小野、綿貫、渡部、安盛、式部、中嶋各専門委員

第3研究部会

谷田部会長

武田委員

佐々木、小野木、鈴木各専門委員

合同研究部会

広根部会長

永松専門委員

加藤会長主宰のもとに開会。

初めに、会長より開会の挨拶があり、つぎのとおり委員の異動報告があった。

第1研究部会

長沢専門委員(一橋大)退任

合同研究部会

三島専門委員（奈良女子大）退任

ついで、事務局長より配付資料の説明と昨年3月30日開催された「大学運営協議会」と「理事会」の合同会議以後の「大学問題に関する第3次調査研究」に関する検討状況について説明報告があつて議事に入った。

1. 大学改革に関する（第3次）調査研究報告書作成について

初めに、事務局長より、上記の問題に関して過日各大学へ照会したアンケートの回答は、76大学中71大学から回答があり、未回答の5大学からも近日中に回答がある筈になっている旨報告があつた。

続いて、会長より、本日は先ずこれらの回答を資料として今後どのように報告書の作案をまとめていくか、そんな点を話し合つてほしいと述べられ、①本日配付された各大学の回答を先ず見た上でなければはっきりした方針をきめることはできないが、問題によってはさらに検討しなければならないものもあると思う ②少数意見の取扱いをどうするか ③各大学からの多数意見、少数意見等を紹介しながらまとめたかどうか ④なるべく統一する方向へもっていくか、あるいは現規程を改めても改革する方向の考え方ですすめるかこの点を予め決めておくべきではないか——等の意見があつたが、討議の結果、今回の報告は必ずしも現状維持を建前としないで改革の方向でとりまとめることとし、作案は今回のアンケート案を作成した委員・専門委員がそれぞれその際分担していただいた箇所の項目を担当願うこととし、具体的には、本日討議した意見を考慮に入れ、各部会で協議の上とりまとめて貰うこととした。

2. 審議予定表について

事務局長より、配付資料⁶²により、昨年3月30日の大学運営協議会で了承を得た「第3次調査研究審議予定表」の説明があり、ついで、会長より、この報告書は、とりまとめの段階でさらに問題点の再検討を要するところもあると思われるので、本年6月の総会までに成案を得ることはむずかしく秋の総会に提出することになるものと予想されるので、そのようなつもりで予定を検討してほしいと述べられ、資料⁶³の審議予定表(改訂版)を基にして審議の結果、同予定表は、別紙のとおり修正することとし、この修正予定表に従つて今後報告書の作案をすすめることとした。

3. 次回総会開催日について

今秋の定例総会は、「第3次調査研究報告書」のとりまとめの都合上、12月10日前後に開催するよう当合同会議として要望することとした。

(16) 大学運営協議会議事要録

日 時 昭和48年2月5日(月) 午後3時～
午後5時

場 所 学士会分館 8号室

出席者 加藤委員長

前田、加藤(六)、宮島、谷田、後藤、
藤岡、清水、高橋、中塚各委員
加藤(陸)、芦田、武田、柿内、雄川、
山田各臨時委員

文部省 木田大学学術局長、大崎大学課長、他
1名

1. 筑波新大学について

加藤委員長より開会の挨拶があつてのち、
筑波新大学については国大協でも具体的な話

しを聞く機会をもちたいと考えていたところであり、文部省における考えもまとまったようであるから、本日その関係官から内容について話しを聞き、その後で質疑に移り理解を深めたいと述べられ、つづいて文部省関係官より別紙配付の「国立学校設置法等の一部を改正する法律案要綱」等に基づき、内容の詳細な説明があった。

これについて、主につぎのような意見が出された。

- 筑波新大学は、学系・人事委員会など管理機構が複雑になるので、教官にとって従来の教授会中心より研究・教育活動に専念することができなくなるのではないか。
- 従来の長い歴史と伝統の積み重ねの中で、あまりに学部が主体であり過ぎたしきたりが改められこることを期待している。
- 新大学は学群・学系が基本組織となっているが、大学制度の弾力化ということから今後これ以外の基本組織も考え出されることを予想しているのか。その場合の手続はどうか。
- 新大学は法律を制定することから始めている。設置審議会と大学基準分科会には新しい組織の大学を考えてみることの程度で了解はとってある。国立大学についても実際上設置審議会にかけていた。
- 学部で代わる学群・学系は客観的にはいかなるものであろうか。客観的な基準が考え出されるものかどうか。
- 従来の原則に対して例外を考える場合に、その例外は固ったある一つのパターンとして考えるのではなく、将来の可能性として弾力性のある例外を考えるということである。

○ そのような例外の積み重ねによって基準の一般化をはかるのが趣旨であるなら、新大学はそれのみの特別法でやればじゅうぶんではないか。

○ 既存の大学の改革がすべて新大学の類型になるというのではない。その大学の教育・研究の目的達成に有益適切な組織であるかどうかの判断にゆだねてある。

○ 人事委員会、教員会議などの権限・あり方・問題点。

以上のような意見が出されたのち、委員長より今後の進め方について、この議題の問題については国大協として意見を出すものかどうか。従来の基本的な考え方からすれば、東京教育大あるいは筑波新大学の内部の問題は個別大学の問題であって、直接には国大協の問題ではない。しかし学校教育法に関連する部分は大学制度一般に関する重要問題であるから、国大協としても取り上げ、意見をまとめて外部に発表するということも考えられる。そこで、まず臨時委員会において本日出された意見を考慮に入れ問題点をまとめてもらい、それにより運営協議会で議論することにしてはどうかと諮り、了承された。

○ 次回協議会

2月28日（水） 午前10時～12時

○ 臨時委員会

2月17日（土） 午後3時～午後7時

（17）大学運営協議会議事要録

日 時 昭和48年2月28日（水）午前10時～12時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

前田，加藤（六），宮島，池田，後藤，
都留，高橋，中塚各委員
加藤（陸），今西，芦田，谷口，武田，
柿内，雄川，田畑，山田各臨時委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より，開会の挨拶があつてのち，丁子
次長から会議資料の説明があり，続いて前回
（2月5日）の議事要録を朗読し，承認され
て，議事に入った。

◎ 筑波大学に関連する法的措置について

初めに，委員長より，この問題については，
前回協議会以後委員長と臨時委員との間
で文部省から関係官を招いたりなどして検討
をした結果，国大協として何か意見を出すと
すれば，従来の例にならって会長談話として
発表し，具体的問題点については別に考
えて発表してはどうかと述べられ，検討の経過
について説明があり，ついで各提案担当者
から，それぞれ，つぎのとおり原案の説明があ
つた。

(1) 会長談話について

別紙配付資料「筑波大学に関連する法的
措置について(案)」によって，委員長から
朗読，説明があり，一部の字句を修正し理
事会の承認をえて会長談話の形式で発表す
ることを了承された。

(2) 武田案について

武田主査より，別紙配付資料①「筑波大
学に関連する改正法案についての問題点」
によって，問題点全文のイントロダクショ
ンとして述べた旨説明があり，意見交換を
行ない，一部字句を修正することとした。

(3) 雄川案について

雄川主査より，別紙配付資料②「大学制
度一般の改正点に関する問題」④「管理運

営機構」⑤「教員人事」——によって説明
があり，意見の交換をし，一部字句の修正
を行なった。

(4) 柿内案について

柿内主査より，別紙配布資料③「学群・
学系，大学院について」によって説明があ
つた。

(5) 田畑案について

田畑主査より，別紙配布資料⑥「学外者の
参与」によって説明があつた。

以上で，各提案者の説明が終わり，続いて
質疑応答があり，検討の結果，当協議会とし
てはこの原案を了承し，本日午後開催の理事
会に諮り，承認を得ればこれを公表すること
とした。なお，字句の修正などこまかい点に
ついての修正は会長，副会長に一任すること
とした。

○ 次回臨時委員主査会議

3月12日（月） 午後3時より

なお，上記の修正案は，3月10日までに各
提案担当者より事務局へ届けてもらうことと
した。

(18) 特別会計制度協議会議事要 録

日 時 昭和48年3月15日（木）午後3時～午
後5時

場 所 国立教育会館4階第6会議室

出席者

（文部省側）

村山，木田，安嶋，三角各委員

佐野，大崎，久保庭各専門委員

安養寺審議官，菅野施設部長外5名

（国立大学協会側）

加藤議長、都留、加藤（六）、前田各委員

手塚、鶴田各専門委員

加藤議長主宰のもとに開会。

初めに議長より、本協議会の定例会議は年2回開かれることになっており、そのうち、本日は予算案決定後における定例会議であって、昭和48年度国立学校特別会計予算案について協議するものである。後刻文部省から予算案の説明を伺ったうえで審議願いたいと述べられた。

つづいて、つぎのとおり新委員の紹介、報告があった。

文部省側 専門委員

会計課副長 久保庭 信 一

国立大学協会側 委員

秋田大学長 渡 辺 武 男

議 事

1. 昭和48年度国立学校特別会計予算案について

議長より、まず、文部省より説明願いたいと述べ、①昭和48年度国立学校特別会計予算額総表について三角会計課長より、②昭和48年度予算（案）重点事項について安養寺審議官よりそれぞれ配付資料に基づき概略の説明があった。

これに関し主につぎの点につき質疑や意見交換が行なわれた。

- 看護婦宿舎の整備とその家族宿舎の必要性
- 医療技術短大の設置を大学の併設とすることについての管理上の問題
- 学生の海外派遣とその予算
- 日本学術振興会と国際学術交流基金の役割の違いと相互の関連
- 筑波大学の設置に伴う予算面における一

般大学に及ぼす影響

2. その他

本協議会の今後のあり方について、つぎのような意見が出された。

- 文部省としては、大学改革を推進する姿勢の下に予算面の問題についても種々考慮している。例えば、①積算校費のあり方の問題 ②育英奨学生の問題 ③大学学術局を学術局と大学局の二局に分離することに伴う学術関係の予算のあり方の問題などの基本的な諸問題がある。これらのことについて本協議会で検討することはどうか。
- 本協議会の運営は、最近事務的、形式的になっている観がある。本来この協議会は会計制度の運営上の問題や改善に関する事項を審議する建前であるので、今提起のあった諸問題は今後この会議その他で検討するよう考えたい。なお、その際に必要に応じ大蔵省関係官の出席も求め、国立学校予算の基本的考え方について論議することにした。

2. 諸 会 合

（昭和48年1月1日～4月30日）

月	日	曜	時刻	会 議 名
1.	6	土	18時30分	文部大臣との懇談会
1.	10	水	10時	入試期特別委員会
1.	10	水	12時	会長、副会長、第5常置委員長打合わせ会
1.	10	水	13時	入試調査特別委員会
1.	17	水	10時	大学運営協議会合同会議
1.	17	水	13時	同各研究部会

1. 26 金 10時	第 6 常置委員会給与問題小委員会	2. 28 水 13時	理事会
1. 30 火 13時30分	研究所特別委員会専門委員会	3. 10 土 13時	入試調査特別委員会
2. 5 月 13時	西独訪問学長打合せ会	3. 12 月 10時	教員養成制度特別委員会
2. 5 月 15時	大学運営協議会	3. 12 月 13時	理事会
2. 6 火 10時	第 5 常置委員会	3. 12 月 15時	大学運営協議会各研究部会主査会議
2. 12 月 10時30分	入試期特別委員会	3. 14 水 13時30分	研究所特別委員会
2. 12 月 13時	入試調査特別委員会	3. 15 木 15時	特別会計制度協議会
2. 17 土 10時	大学運営協議会第 2 研究部会在京委員打合せ会	3. 17 土 10時	第 6 常置委員会給与問題小委員会
2. 17 土 15時	大学運営協議会臨時委員会	3. 27 火 18時30分	人事院との懇談会（東京大学共催）
2. 22 木 16時30分	大学運営協議会研究部会在京主査打合せ会	4. 2 月 10時30分	大学運営協議会第 3 研究部会
2. 23 金 13時	大学運営協議会第 1 研究部会	4. 3 火 10時30分	大学運営協議会合同研究部会
2. 24 土 12時	第 6 常置委員会給与問題小委員会	4. 9 月 10時	大学運営協議会第 2 研究部会
2. 24 土 11時	大学運営協議会第 2 研究部会	4. 13 金 17時30分	会長・副会長懇談会
2. 26 月 16時	日教組との懇談会	4. 14 土 10時	第 6 常置委員会
2. 27 火 13時	大学運営協議会各研究部会主査打合せ会	4. 19 木 13時	第 4 常置委員会
2. 28 水 10時	大学運営協議会	4. 23 月 13時30分	第 1 常置委員会
		4. 23 月 14時	入試調査特別委員会
		4. 28 土 13時	西独訪問学長打合せ会

B 要 望 書 等

筑波大学に関連する法的措置 について（会長談話）の送付 について

国大協総 第 26 号

昭和48年 3 月15日

文部大臣 奥 野 誠 亮 殿

国 立 大 学 協 会

会長 加 藤 一 郎

このたび筑波大学新設に関連する国立学校設置法等の改正法案が第71国会に提出されておりますが、これに関し当協会においては、大学運営協議会ならびに理事会の議により別紙のとおり会長談話（附・大学運営協議会「筑波大学に関連する法的措置についての問題点」）を公表いたしましたので、ご参考のため送付いたします。（注）その他送付先 日本学術会議会長 衆参両院文教調査室長

筑波大学に関連する法的措置 について（会長談話）

昭和48年 3 月15日

国 立 大 学 協 会

このたび筑波大学の新設に関連して、国立学校設置法、学校教育法および教育公務員特例法の改正法案が、国会に提出された。この法案は、大学の今後のあり方に大きな影響を与えるものであり、国立大学関係者としてこれに対して強い関心をもたざるをえない。

まず、大学の研究教育組織としては、これまで、研究と教育を統合する学部組織がすべての大学に置かれていたが、学校教育法の改正で、大学により「学部以外の教育研究上の基本となる組織」を例外的に置くことができるものとされている（同法53条）。その具体的形態は法案では明らかでなく、それが研究教育組織を各大学で自主的に改革する道を開くことになるかどうかは、その運用にまつほかはない。ただ、筑波大学では、この規定をもとにして、教育組織としての学群と研究組織としての学系をはっきり分離することとしているが（国立学校設置法7条の2）、このような組織のもとで研究と教育がそれぞれ十分な機能を発揮し、その責任を果たしうるかについては、制度的に疑問がないわけではない。

つぎに、大学の管理運営については、学校教育法の改正により、大学に副学長を置くことができるという一般的な規定を設けるものとされている（同法58条）。これは、学長の補佐機関を置いて大学の管理運営の効率化をはかるうとするものであるが、その権限など学内の位置づけとその機能については問題がありうる。ことに筑波大学では、5人の専任の副学長を置き、教員の人事権を教授会から5人の副学長の加わる人事委員会に移すことなど、大学の管理機構を学長を中心としていちじるしく強化しているが（国立学校設置法7条の3—7条の5）、このことは、学外者による有力な参与会の設置とあいまって、大学の自治に大きな変化を与えるものであり、大学の研究教育の自由がそれによ

ってそこなわれることがないかという疑念をいだかざるをえない。

大学改革は、もとより各大学の自主的な努力に基づいて多様な可能性を含みつつ推進されるべきものである。筑波大学も、その計画が関係者の協力によって進められるかぎりにおいて、その試みの一つと見るべきものである。われわれは、上記のような疑念をいだきつつも、このような試み自体に異議をさしはさむものではなく、これを見守っていくこととした。

しかし、今回の改正法案は、大学改革の多様な可能性への展望を開くというよりも、筑波大学に焦点を合わせたものとなっている。この改正が、予算措置等を通じて他大学を筑波大学方式へと誘導するものとなつてはならないし、これと異なる改革の試みに対して制度や予算・人員などのうえで、十分な配慮をすることの妨げになってはならない。われわれは、法案の審議においてこれらの点が明らかにされることを期待するものである。

(なお、当協会大学運営協議会「筑波大学に関連する法的措置についての問題点」参照)

筑波大学に関連する法的措置 についての問題点

昭和48年3月15日

国立大学協会

大学運営協議会

いわゆる筑波新大学問題は、筑波大学の設立自体とそれに伴う一般法の改正という二つの側面をもっている。

筑波大学は、東京教育大学が筑波学園都市に移転しようとすることに端を発し、この移転を機会に独自の構想にもとづく新大学として設立

されようとしているものである。ところが、このような新大学を国立大学として設立するためには、単に国立学校設置法だけでなく学校教育法、教育公務員特例法等の改正をも必要であるとして、その改正がもくろまれている。今国会に提出されている「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」がそれである。

東京教育大学が新大学をつくるというだけならば、その構想された機構のなかに種々の問題がふくまれているにせよ、それは一大学における大学改革の問題だとみることができよう。しかし、そうした一大学の改革を実現するために、一般法の改正が行なわれることになると、それは他の大学に対しても直接間接に影響を及ぼす可能性がある。しかもこの一般法の改正では、諸大学で検討されている諸改革をもり込みうるような幅広い制度をつくるという見地にとぼしく、むしろ筑波大学が大学改革の将来の方向を示すものであるかのごとき考え方がもたれているように思われる。われわれがこの改正法案を、筑波大学の機構自体にも立ち入りつつ問題とするのは、このような意味においてである。

1. 大学制度一般の改正に関する問題

筑波大学の創設と関連する学校教育法及び教育公務員特例法の主要な改正点と、それに関する問題は、次のとおりである。

(1) 学部以外の「教育研究上の基本となる組織」を置くことができることとしたこと(学校教育法53条但書)。

この規定は、筑波大学に設けられる学群・学系について一般制度上の根拠を与える意味をもつとともに、他方で、一般的には大学制度の「弾力化」のために、従来の学部とは異なった組織を大学に設けうる途を

一般的にひらく意味をもつものである。このような制度の弾力化自体は、大学制度の画一性を緩和し、大学改革をより容易にする点において、もとより不当ということとはできないけれども、具体的には次のような問題が存する。

(ア) 「研究教育上の基本となる組織」の法律上の意義が、現在において必ずしも明確であるとはいえない。その基準は、大学設置基準で定めることになるようであるが、具体的基準を客観的に定めることはかなりむずかしいと思われる。筑波大学の学群・学系に類する組織であれば、これが先例になるけれども、これと全く異なるような組織を学部にかえて採用しようとする場合には、問題を生ずることになる。

(イ) 学群・学系を学部とは異なる基本組織として観念していることが、「学部」の法律上の意味に影響を及ぼすことにならないかという問題がある。たとえば、現在の学部に大幅な改革を加えようという場合に、なおそれが「学部」という名をもちうるのか、あるいはもはや学部とはいえないのか、という解釈問題を生じよう。すなわち、なお「常例」の範囲に収まるのか、あるいは「当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合」でなければ認められない別の基本組織であるのか、という問題が生じうる。これは、いちおうは観念的な問題であるが、いずれにしても、他大学の自主的改革の支障にならないように運用されなければならない。

(ウ) 要するに、この改正規定は、一面では

大学制度を弾力的ならしめ、その意味において大学改革に資するという利点がありえよう。しかし、他方で、大学の基本組織についての理解を多義的にし、大学組織を不安定にする面のあることも否定できないであろう。

(2) 副学長を置きうることとしたこと（学校教育法58条2項3項）。

(ア) 副学長は、必置の職ではなく、当面は筑波大学だけの問題であるが、一般に副学長制度の是非について各大学において種々論議のある現在、たとえ必置としなくても、これを一般制度上に法定すること自体が問題である。また、副学長の地位・任免について、部局長と同じ扱いを一般的に定めること（教育公務員特例法2条3項）も、副学長制度の具体的な内容が一般的には定まっていない現在においては、少なくとも尚早の感を免れないであろう。

(イ) 一般に学長の補佐機関の必要性については、必ずしもこれを否定しえないし、またすでにこの種の組織を実際に設けている大学もあるが、いわゆる副学長とは別の補佐機関を制度的に実現しようとする場合に、今回の副学長制度の法定によって、その途を狭められることがないようにしなければならない。

(3) 協議会を廃止し、その権限を評議会に引きついだこと（教育公務員特例法25条）。

このこと自体については、特段の問題はない。ただ、その際に評議会の構成を画一的に定めることのないようにする必要がある。

(4) 以上の一般制度上の改正は、法的には筑

波大学の創設に必要な不可欠なことではなく、必要な限度で筑波大学についての特例を定めることで足りるのである。また、大学改革の問題は、必ずしも以上の諸点につけるものではない。したがって、学校教育法や教育公務員特例法の一般的規定の改正についてはなお慎重を期し、他大学の改革の期の熟するのまてより広い見地から検討すべきではないかという問題がある。

2. 研究教育組織上の問題

筑波大学は、これまでの大学の組織が固定化しすぎた面を柔軟にし、研究・教育をいっそう自由な形で展開しようと意図しているようであり、研究と教育の組織及び機能の分離とそれに伴う講座・学科目制の廃止を打ち出している。これに対しては大学の本質である研究と教育の密接な結びつきが見失われはしないかという疑問が生じる。この点について以下にその問題点を指摘することとしたい。

(1) 学群・学系について

筑波大学においては、大学の研究機能と教育機能をそれぞれ担う組織として、学系と学群をおくという二本立ての方法がとられることになっている。しかし、研究と教育の統一をどの段階でどのように実現するかについては、なお多くの疑点が残されている。

これまで大学の組織の構成要素は「学部」とされてきた。学部は長い慣行の上に築かれてきたものであり、大学における研究と教育の統一の基礎をなすものであった。学部は複数の講座または学科目から成るが、講座はこれまで当該専攻分野における研究教育の責任を担うものと考えられてきた。

しかし、他方において、学問と社会の変

化に伴い、現行学部の運営に研究と教育の機能を果たすのに必ずしもふさわしくない面が現われてきている。すなわち、教育の面では、一般教育や共通講義、新しい境界領域に属する教育計画の作成など、研究の面では、大規模の研究設備やセンターの役割、学部間の共同研究などが、ますます重要となり、そのためには学部組織をより柔軟なものとする必要が認められることもまた事実である。このことから、たとえば学群・学系のような形で教育研究の機能を果たすことにもその意義が認められよう。

しかし、その場合にも、研究と教育が本質において不可分であることを象徴する意味での「学部」の精神は、新しい組織にも当然受けつがれるべきであり、この点について十分な考慮がなされなければならない。これは、一般的には設置基準の問題として検討される必要がある。

これを具体的に見れば、大学における教育には研究が不可欠であり、学生が研究的ふんい気の中で学習し、かつ教育の内容が研究の側面からたえず新しい目で見直されることが必要である。教育組織と研究組織が分離した場合にこのような形で研究と教育との密接な関連を保つことは、必ずしも容易ではないと思われる。

また、筑波大学では教育審議会や研究審議会が調整機関としての役割を果たすことになるであろうが、教育計画が学群・学類から、また研究計画が学系から、それぞれ独立に提出され、それにもとづく両審議会の結論がくい違ような場合に、それをどう調整するかは問題であろう。

さらに、教員が研究組織としての学系に

いわば本籍をおき、教育組織としての学群学類に出向くという形をとった場合に、教員が教育と学生の指導に十分の責任を負うことができるかについても、問題があるであろう。

(2) 大学院について

国立大学に対する当協会の意見調査の結果からみても、大学院の修士課程の目的として、高度の職業人の養成と研究者養成の一段階としての教育との2つがあげられている。しかし、筑波大学におけるように、この両側面が相容れないものであるとして、修士課程と博士課程を併列して設け、両課程間の有機的関係を断つことにはなお問題がある。筑波大学の事例が今後の新しい構想の大学の範例となるかのような印象を与えることは適当でないと思われるので、この点についても慎重な配慮が必要である。

3. 管理運営機構に関する問題

筑波大学の管理運営制度の主要な特色としては、管理運営の中心が学長、副学長、評議会、各種の委員会等の全学的機関に置かれ、その反面として、各部局ないし教授会の地位・役割がきわめて軽いものになり、全体として中央集権的色彩が濃いことである。そこに、この新しい方式の功罪がともに存するといえよう。

(1) 学 長

学長の地位・権限は、形式上は従来と変わるところはない。しかし、後述するように、学長の職務を助ける副学長5人を置き、事務局も集中され、また評議会の審議事項が抽象化されていることなどにより、実際上大学の管理運営における学長の地位は

従来よりはるかに重くなるといえよう。

(2) 副 学 長

副学長は、次のように大学の管理運営においてきわめて重要な地位を占めている。

(ア) 副学長の職務は「学長の職務を助ける」(学校教育法58条3項)とされているが、筑波大学の副学長は、評議員であり(国立学校設置法7条の4第2項2号)、人事委員会の構成員であり(同法7条の5第2項。おそらくは委員長も副学長になると思われる)、また財務委員会にも加わることであり、各種の審議会も、関係副学長が議長になることが予定されている。さらに、制度上の機関ではないが、おそらく副学長会議が、従来の学部長会議・部局長会議に代わって全学的な学長補佐の機能を果たすことになるのではないかと思われる。このように副学長は、全体の集権的管理体制のかなめというべき地位を占めており、ラインの任務をもちつつ、学長のスタッフとしての機能も果たすことになるであろう。筑波大学の管理運営の成否は、一つには、この副学長制度がうまく動くか、さらにはその人を得ることができるかということにかかっているとみえる。

(イ) 副学長は、教育公務員特例法上は、部局長とされ、学長がこれを選考するが(教育公務員特例法4条、25条1項1号2号)、実際には評議会の意見を聞いて選考することになるようである。副学長は、専任の指定職とすることが予定されており、待遇のうえでは優遇されているが、管理業務に専念する者がこれだけ必要か、事務局長等との関係はどうなるか

などの問題がある。副学長は、通常は概ね教授のうちから選考されることになるであろうが、制度上はその保障はなく、学外者から選ぶことも可能である。

(3) 評議会

評議会の構成及び地位・権限については、従来のそれとかなり異なっている。

(7) 構成については、学部にかえて学群（及び学類）・学系の組織を設けたため、従来の評議会の構成とは当然異なり、学長、部局長（5人の副学長、6人の学群長等）、26の学系及び10の学類からそれぞれ選出される教授、学長の指名する教授によって構成され、50名を越える規模のものとなる。学群長は、「部局長」とすることが予定されているが、学系長・学類長は当然に評議員となるというわけではない。

(4) 従来の評議会は、「国立大学の評議会に関する暫定規則」によれば、学長の諮問機関のように定められているが、諸大学の慣行では全学的問題に関する審議決定機関として扱われ、当協会の見解もこれを支持してきた。これに対して、筑波大学の評議会は、「大学の運営に関する重要事項について審議」するものとされているが（国立学校設置法7条の4第5項）、その性格は明らかでない。現行の「暫定規則」のように学長の諮問の規定がないから、学長の諮問機関ではないが、また大学意思の決定機関でもないようである。いずれにしても、大学の管理運営の重要部分が学長・副学長、全学的な委員会・審議会の方へ移行している関係上、評議会の地位・機能が相対的に低

下するであろうことは否定できない。そのことが大学自治の実質にどのような影響を及ぼすかが問題となろう。

(4) 委員会・審議会

全学的な委員会及び審議会を体系的に設けて、管理運営に寄与しようということが、筑波大学組織の一つの特色である。これらのうち、法定されているのは人事委員会だけである（国立学校設置法7条の5）が、ほかに予算の立案・配分方針等重要な財務事項を審議するために財務委員会を設けることになっており、それが大学の財務運営において重要な機能を果たすことが期待されている。さらに教育・研究・厚生補導・施設環境計画について、それぞれ審議会が設けられることが予定されている。これらがあいまって、全学的な集中管理運営の機能を果たすことになるであろう。

(5) 教授会

教授会は、法律上はこの名で設けられることになる（学校教育法59条）が、「教員会議」という通称が暗示するように、従来の教授会とはいちじるしく性格を異にするものになることが予想される。すなわち、前述のような全学的機関に管理運営の重点が置かれ、また人事に関する従来の学部教授会の権限が法律上人事委員会に移されるため、教授会を基底とする大学自治の観念は、少なくとも制度上はその姿を消しているといつてよい。もとより従来の教授会自治の体制にも種々の問題があったことは否定しえない点があるから、これを改めること自体は必ずしも一概に不当であるとはいえないであろう。しかし、従来の体制がそれなりに大学の自治ないしは学問の自由を

実質的に保障する役割を果たしてきたことも否定できない。そうであるとすると、筑波大学では、これに代わって大学の自治・学問の自由を保障する機構を構想する必要があると思われるが、これを新制度のどこに求めるべきかが、基本的な問題として残されるであろう。

(6) 事務機構

事務機構の具体的な姿は、法案では明らかにされていないが、おそらく、事務の管理は全学的に集中され、各部局の事務部は本部によって統括されることになるものと思われる。

(7) 参 与 会

参与会については、学外者の参与の問題として後に述べる。

4. 教員人事に関する問題

- (1) 筑波大学では、従来教授会の有していた人事に関する権限を人事委員会に移し、人事委員会が人事の方針のみならず、個別案件についても権限を有することとされており、制度的には従来の人事方式を一変させているといつてよい。この制度は、運用宜しきを得れば、従来の教授会人事に伴う弊害として指摘されてきた閉鎖的人事や人事の停滞を打破するうえに、効果があるであろう。しかしその反面、従来の教授会人事が、人事の実質的権限を教員みずからの手に留保することによって、大学の自治ないしは学問の自由を守る究極的保障としての機能を果たしていたことを考えると、この面での教授会に代わる役割を人事委員会が果たしうるか、もしそうでないとなると、これをどこに求めるかという問題が、基本的に存するといえよう。

- (2) 教員の選考は、人事委員会の議にもとづき学長が行なう。個別の具体的案件については、専門委員会が設けられ、関係の学系・学類の教員の互選によって選出された教員で構成されることにより、専門的見地から人事を判断するとともに、教員会議の意向を反映するものとされている。当該人事に係る学群・学類・学系の教員会議の意向に反して個別人事を行なうことはもとより妥当ではないが、専門委員会がこれを調整すべき組織として適当であるかには、なお問題がある。この点は人事委員会の実際の運用にかかる事柄であるが、十分留意する必要がある。

- (3) 教員の不利益処分の審査機関は、従来どおり評議会である。しかし、従来の評議会審査の制度は、教授会人事の制度を前提とし、それとの関係で設けられているものである。したがって、その前提が失われるとすると、教員の身分保障制度としての意義に変化を来すことになり、この制度だけで足りるかという問題がある。

- (4) 人事委員会は、副学長5人を含めて15人程度で構成されるようである。教育及び研究担当以外の副学長も加わることになっているのは、おそらく学長のスタッフとして人事に参画する趣旨に出ているものと思われるが、このような構成が人事機関として妥当かどうかは問題であろう。

5. 学外者の参与に関する問題

大学は学問の研究・教育を通して社会に奉仕すべき社会的責任を負っており、閉鎖的・独善的であってはならないことはいうまでもない。したがって、大学を社会に対して開き、社会の声を聞くためのなんらかのコミュ

ニケーション・チャンネルを設けることも必要であって、筑波大学に参与会が設けられるのも、この趣旨によるものといってよいであろう。しかしながら、筑波大学の参与会の構想については、次の諸点で問題がある。

- (1) 第1は、参与会の人選の仕方についてである。参与会を構成する参与は「筑波大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて、文部大臣が任命する」（国立学校設置法7条の3第2項）ということになっている。この場合にまず問題なのは、学長が候補者を選ぶ場合に、学内的にそれを規制するための制度的な保障がなんら規定されていないことである。また、学長の申出を「受けて」という軽い表現になっているため、文部大臣自身の裁量が強く働き、学長の申し出た候補者が拒否される可能性もないとはいえない。したがって、学長および文部大臣の好ましくない者は、たとえ学内の多数が推薦しても、参与として選ばれる可能性がないという問題がある。
- (2) 第2は、参与会の権限についてである。

参与会は、大学の運営に関する重要事項について学長の諮問に応じて審議するばかりでなく、自らの発議で「学長に対して助言又は勧告を行なう」（同7条の3第3項）権限を認められている。勧告は、助言よりも強い意味をもっているといえる。このように、参与会が研究・教育を含む大学の運営に関する重要事項について、自らの発議により勧告などを行なう強い権限を認められている場合に、それを通じて学外者による大学への介入が行なわれる危険性がありはしないかが問題となる。

なお、参与会の審議事項は、評議会と同じく大学の運営に関する重要事項となっているが、参与会の構成人員（約10名）と評議会の構成人員（50名以上）が違うこと、および参与会は学長によって選考された者のみによって構成されるのに対し、評議会は部局長その他さまざまな評議員で構成されることなどにより、参与会は事実上評議会よりも効率的に運営され、学長に対する影響力が実質的により大きくなる可能性がないとはいえないであろう。

C 予 算 ・ 決 算

1. 昭和48年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

※前年度予算額は、前年度の最終予算額を示す。

国立大学協会
昭和48年3月12日理事会
昭和48年第52回総会

科 目	予 算 額	前 年 度 額	差 引 増 減	摘 要
〔歳入の部〕	円 39,111,000	円 45,088,000	円 △5,977,000	
1. 会 費	34,911,000	32,058,000	2,853,000	76大学会費
2. 預 金 利 子	500,000	430,000	70,000	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	3,500,000	8,800,000	△5,300,000	「大学改革に関する第3次調査研究報告書」案（7千部@400円280万円）および各大学改革案等資料頒布未収入その他の雑収
4. 寄 附 金	0	2,000,000	△2,000,000	
5. 前年度繰越金	200,000	1,800,000	△1,600,000	
〔歳出の部〕	39,111,000	45,088,000	△5,977,000	
1. 事 業 費	15,650,000	17,100,000	△1,450,000	
(1) 総 会 費	1,550,000	1,500,000	50,000	総会2回@35万円計70万円，事務連絡会議2回@30万円計60万円，他に会場費26万円
(2) 運営協議会諸費	350,000	350,000	0	協議会5回@2万円計10万円（資料費を含む），大学問題研究部会10回@2万円計20万円，他に会場費5万円
(3) 役員会費	100,000	100,000	0	理事会6回@1万円計6万円，常務理事会3回@5千円計1万5千円，他に会場費2万5千円
(4) 委員会費	850,000	800,000	50,000	委員会および専門委員会100回@6千円計60万円，特別会計制度協議会4回@1万5千円計6万円（資料費を含む），他に会場費19万円
(5) 会報発行費	1,800,000	1,700,000	100,000	会報4回@40万円計160万円，他に原稿料・謝金・送料20万円
(6) 調査研究費	4,500,000	4,980,000	△480,000	各委員会等の資料購入・作成その他調査研究費（調査研究旅費・謝金および調査職員給与を含む。）
(7) 会議旅費	5,500,000	5,000,000	500,000	学長以外の委員の会議等出席旅費
(8) 図書・資料頒布費	1,000,000	2,670,000	△1,670,000	各大学改革案その他頒布資料作成および購入費
2. 事 務 費	22,461,000	21,145,000	1,316,000	
(1) 諸 給 与	17,900,000	17,000,000	900,000	職員(10人)の俸給・諸手当および臨時僱員給
(2) 備 品 費	400,000	400,000	0	印刷機その他庁用什器備品等
(3) 借 用 料	500,000	300,000	200,000	協会事務局・倉庫・物置借用等
(4) 消 耗 品 費	230,000	220,000	10,000	庁用消耗品等
(5) 印 刷 費	90,000	80,000	10,000	庁用印刷
(6) 通 信 費	480,000	480,000	0	電信料・電話料および郵送料
(7) 旅 費・交 通 費	600,000	500,000	100,000	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費
(8) 庁 用 諸 費	650,000	650,000	0	光熱水料・新聞雑誌購入費その他の庁用諸費
(9) 雑 費	100,000	100,000	0	職員厚生費・清掃費その他諸雑費
(10) 被 保 険 者 事業主負担金	804,000	660,000	144,000	67,000円（月所要額）の12ヶ月分
(11) 退職給与引当金	807,000	755,000	52,000	
3. 予 備 費	1,000,000	843,000	157,000	
4. 会 館 増 築 費	0	5,000,000	△5,000,000	
5. 臨 時 設 備 費	0	1,000,000	△1,000,000	

2. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）

国立大学協会

昭和48年3月12日理事会

昭和48年第52回総会

科 目	当初予算額	追加予算額	予算現額	備 考
〔歳入の部〕	円 41,488,000	円 3,600,000	円 45,088,000	
(3) 雑収入	5,200,000	3,600,000	8,800,000	追加予算は、「教員養成制度に関する調査研究報告書」6,000部1,800,000円, 「一般教育・教養課程等に関する実情調査報告書」2,760部1,100,000円, 「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査報告」2,000部600,000円および各大学改革案100,000円
〔歳出の部〕	41,488,000	3,600,000	45,088,000	
1. 事業費	13,500,000	3,600,000	17,100,000	
(6) 調査研究費	4,000,000	980,000	4,980,000	会議資料および謝金増加のため
(8) 図書・資料頒布費	50,000	2,620,000	2,670,000	図書・資料頒布数増加に伴い印刷製本費増加のため

（追加予算を要する理由）

上記各科目に記載の理由により歳出予算（調査研究費、図書・資料頒布費）に不足を生じ、歳入予算（雑収入）において「教員養成制度に関する調査研究報告書」外3件の増収があったため、これに係る歳入歳出予算を追加する必要がある。

3. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出決算

国立大学協会
昭和48年5月10日理事会
昭和48年第52回総会

科 目	決 算 額	予 算 額			流用増減	差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額			
歳 入 の 部	46,422,950	35,145,000	9,943,000	45,088,000	0	334,950	
1. 会 費	32,058,000	28,215,000	3,843,000	32,058,000	0	0	76大学分
2. 預 金 利 子	325,350	430,000		430,000	0	△104,650	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	9,034,830	4,700,000	4,100,000	8,800,000	0	234,830	追加予算は「教員養成制度に関する調査研究報告書」外3件10,900部の頒布収入額および同送料費の収入等
4. 前年度繰越金	2,104,770	1,800,000		1,800,000	0	304,770	
5. 寄 附 金	1,900,000	0	2,000,000	2,000,000	0	△100,000	未収額100,000円は当該相当額を現物にて寄附受領の分
歳 出 の 部	44,963,322	35,145,000	9,943,000	45,088,000	0	△124,678	
1. 事 業 費	17,939,411	13,500,000	3,600,000	17,100,000	843,000	△ 3,589	予備費より流用増 843,000円
(1) 総 会 費	1,549,738	1,500,000		1,500,000	50,000	△ 262	役員会費より流用増50,000円
(2) 運営協議会諸費	331,369	350,000		350,000	△ 18,000	△ 631	調査研究費へ流用減 △ 18,000円
(3) 役員会費	34,900	100,000		100,000	△ 65,000	△ 100	総会費へ流用減 △ 50,000円 会議旅費へ流用減 △ 15,000円 計(流用減) △ 65,000円
(4) 委員会費	780,473	800,000		800,000	△ 19,000	△ 527	調査研究費へ流用減 △ 19,000円
(5) 会報発行費	1,554,915	1,700,000		1,700,000	△145,000	△ 85	調査研究費へ流用減 △145,000円
(6) 調査研究費	5,538,267	4,000,000	980,000	4,980,000	559,000	△ 733	運営協議会諸費より流用増 18,000円 委員会費より流用増19,000円 会報発行費より流用増 146,000円 予備費より流用増 377,000円 計(流用増) 559,000円
(7) 会議旅費	5,482,650	5,000,000		5,000,000	483,000	△ 350	役員会費より流用増15,000円 図書・資料頒布費より流用増 2,000円 予備費より流用増 466,000円 計(流用増) 483,000円
(8) 図書・資料頒布費	2,667,099	50,000	2,620,000	2,670,000	△ 2,000	△ 901	会議旅費へ流用減 △ 2,000円
2. 事 務 費	21,123,911	21,145,000		21,145,000	0	△ 21,089	
(1) 諸 給 与	17,606,676	17,000,000		17,000,000	607,000	△ 324	備品費より流用増 367,000円 通信費より流用増 71,000円 旅費・交通費より流用増 137,000円 庁用諸費より流用増32,000円 計(流用増) 607,000円
(2) 備 品 費	32,970	400,000		400,000	△367,000	△ 30	諸給与へ流用減 △367,000円
(3) 借 用 料	389,671	300,000		300,000	90,000	△ 329	印刷費より流用増 22,000円 雑費より流用増 68,000円 計(流用増) 90,000円
(4) 消耗品費	169,891	220,000		220,000	△ 39,000	△ 11,109	被保険者事業主負担金へ流用減 △ 39,000円

(5) 印刷費	53,000	80,000		80,000	△ 22,000	△ 5,000	借用料へ流用減 △ 22,000円
(6) 通信費	408,252	480,000		480,000	△ 71,000	△ 748	諸給与へ流用減 △ 71,000円
(7) 旅費・交通費	362,280	500,000		500,000	△ 137,000	△ 720	諸給与へ流用減 △ 137,000円
(8) 庁用諸費	615,332	650,000		650,000	△ 32,000	△ 2,668	諸給与へ流用減 △ 32,000円
(9) 雑費	31,961	100,000		100,000	△ 68,000	△ 39	借用料へ流用減 △ 68,000円
(10) 被保険者事業主負担金	698,878	660,000		660,000	39,000	△ 122	消耗品費より流用増39,000円
(11) 退職給与引当金	755,000	755,000		755,000	0	0	
3. 予備費	0	500,000	343,000	843,000	△ 843,000	0	調査研究費へ流用減 △ 377,000円 会議旅費へ流用減 △ 466,000円 計（流用減） △ 843,000円
4. 会館増築費	4,900,000	0	5,000,000	5,000,000	0	△ 100,000	歳出減 100,000 円は当該相当額の現物寄附を会館増築請負人に交付したる為請負金より減額の分
5. 臨時設備費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	0	
翌年度へ繰越額	459,628						

窓

愛媛の古照弥生遺跡の現況

昨年11月初め、噂に上った松山駅西方約800mにある古照遺跡も、75日経つと話題から遠ざかり、静岡の伊場遺跡や飛鳥の高松塚の再調査の方が問題かもしれない。しかしいま求められるままに素描すると、去る1月末には顧問の専門の方がたから重要な御所見を頂いた。それは要するに「この区割地内では弥生の集落遺跡の存在は考えがたい」ということであつたように思う。

当初発見され建築遺構と見られたものは、伏流水でいま、満杯の下水処理施設予定地の一端にあってとりあえず風化をおそれて覆土し地下水の浸透にまかされている。

予定地770,000㎡のボーリング探査はその後も続けられたが、これだけでは建築遺構や他の著しい特異物の存在を主張するほどのものは見出されなかった。ただ土器片・木片・灰層の出土は以前の数ヶ所に1,2を加えるものがあつたが、これらの所でも先の所見を積極的に否定しがたいかもしれぬ。ただ、地区の東北約500mから盆状に掘りこんだ食器状や鼠返しかと称された木片も水道管埋設中に弥生後期末土器片と地下約3m余から掘出された。しかしこれとてもかなり離れた工事場でのことであり何とも確言しえぬ。

周辺では古照うどんや弥生そば屋の煙が後を絶たぬように、5,6月発掘の噂をする人もあるが、何分わが国でもあまり前例のない立体状態で地中の遺構と考えられる点で、現存する小丸太の整然と横列した姿や、かつらで結ばれた用材などのあり方のステレオカメラ撮影はもちろん、その取上げ後の保存処理方法など、排水作業・要員問題も含めてなかなかの難事と思われる。

遺物構築用材の年代は西紀後160年前後とC¹⁴の測定で推定されたが、遺構の実体が何であるかの明別はなお本発掘を待たねばならず、与えられた窓欄を通して現状を報じ御指導助言を賜われれば幸甚と存じます。

(愛媛大学教養部教授 西田 栄)

4. 財 産 目 録

昭和48年3月31日現在

資 産 総 額	7,365,052円
1. 運 用 財 産	459,628円
(1) 普 通 預 金	459,628円
第一勧業銀行本郷支店	448,261円
富士銀行本郷支店	5,993円
三和銀行本郷支店	5,384円
2. 積 立 金 (退職給与引当金)	2,749,242円
(1) 普 通 預 金	699,950円
第一勧業銀行本郷支店	453,380円
富士銀行本郷支店	1,553円
三和銀行本郷支店	245,017円
(2) 定 期 預 金	2,049,292円
第一勧業銀行本郷支店	1,048,945円
富士銀行本郷支店	580,797円
三和銀行本郷支店	419,550円
3. 図 書	61,040円
現行日本法規一式 55冊	50,000円
文部省会計例規一式 6冊	11,040円
4. 備 品	4,095,142円
金庫, 机, 椅子, 戸棚, 書庫, 謄写機, ロツカー, テープレコーダー, 電子リコピー, タイプライター, ガスストーブ, 電話機, マイクロホン 等267点	4,095,142円

D 資 料

(1) 教員委員（常置委員会）の 地区別定数について(参考)

昭和46・2・19

理 事 会 決 定

常置委員会の教員委員の定数は、総員18名とし、各地区の定数は、各地区の大学数により按分し、次のとおり定める。

北海道東北地区	3名
関東甲信越地区	6名
中部地区	2名
近畿地区	3名
中国四国地区	2名
九州地区	2名

(2) 大学入学試験の実施期日の 繰り上げについて

国大協総第24号

昭和48年3月12日

各国立大学長 殿

国 立 大 学 協 会

入試期特別委員会

委員長 加 藤 六 美

昭和47年7月5日付国大協議第111号をもつてご照会いたしました標記の件に関しては、各大学におかれても格別のご詮議とご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

当特別委員会においては、このことが長年の問題でもあり、また多数大学のご賛成を得ていることでもありますので、去る2月12日開催の

委員会までにまだご賛同が得られなかった11大学に対し、各委員が分担して個別にお願い致して参りましたが、只今までのところ、なお4大学からご賛同が得られませんので、結局は手続期日の関係上昭和49年度の入試期日繰り上げ実施は見送らざるを得なくなりました。

以上の事情ご諒察いただき、何分のご了承を得たく、取り急ぎご報告申し上げますとともに、本日まで、各大学におかれ色々と困難な事情をおしてご配慮いただきましたご厚意に対し改めて厚くお礼申し上げます。

なお、このことに関する今後の取扱い方については、追って次回の入試期特別委員会において協議を願う予定であります。

(3) 国立大学入試改善調査研究 に関する委員会設置および その運営等について

昭和48・3・10

(4・23一部修正)

入試調査特別委員会

1. 入試改善調査委員会（委員22人、年10回）

入試改善調査委員会は、各専門委員会の調査研究の結果に基づきこれを総合的に調査検討し、全国共通第1次試験実施の可否について総括的審議をする。

2. 実施方法等調査専門委員会

（委員15人、年12回）（国立大学協会内に置く。）

国立大学共通第1次試験を実施する場合の、実施主体、実施方法等のあり方について

検討するとともに、共通第1次試験実施に伴う具体的諸問題について調査検討を行なう。

3. 科目別研究専門委員会

科目別研究専門委員会および同専門委員会委員長連絡会議を設けて、標準問題の作成、問題の妥当性について分析し、研究を行なう。この場合、必要に応じコンピューター専門委員会の意見を徴するものとする。

a) 科目別研究専門委員会（各科目毎に委員10人、年10回）

必要に応じ高等学校教員等の出席を求めることができる。

科目別研究専門委員会の設置については、各地区毎に世話大学を設け、12科目につき、下記のとおり分担し、それぞれの専門委員会を置く。ただし、場合により、世話大学の推せんによりその地区の他の大学に置くことができる。

科目別研究専門委員会の委員長は、当該専門委員会を置く大学の教官をもって充て、国立大学協会は、当該専門委員会の所要経費を委員長に交付する。

科目別研究専門委員会は科目別に、標準問題の形式、内容、程度等について具体的な作成方針を検討するとともに、問題の妥当性について分析し、研究を行なう。

[12科目の科目名および世話大学]

(国 語) 現代国語・古典(東京大)

(社 会) 倫理・社会(東京大), 政治・経済(東京大), 日本史(京都大), 世界史(京都大), 地理(京都大)

(数 学) 数学一般・数学Ⅰ(名古屋大)

(理 科) 物理(九州大), 化学(九州大), 生物(東北大), 地学(北

海道大)

(外国語) 英語(広島大)

b) 連絡会議(委員12人、年7回)(国立大学協会内に置く。)

科目別研究専門委員会の委員長12名により連絡会議を設け、入試改善調査委員会の委員長がこれを招集する。連絡会議は試験の実施方法を検討するとともに、問題の形式、内容、程度等について、全科目共通の基本方針の検討および科目間の調整を行なう。

4. コンピューター専門委員会(委員20人(内12人は科目別研究専門委員会より各1人)年6回)(国立大学協会内に置く。)(設置世話大学 東京大学)

コンピューター専門委員会は、科目別研究専門委員会およびその連絡会議の申し出でにより、これら委員会等の検討した共通学力試験問題について電子計算機による大量処理方式の検討を行なう。

5. 事務処理等

各種会議の開催、問題作成の補助等に関する事務を処理するため、賃金払職員を採用する。

6. 報告書の作成

共通第1次試験の実施方法等に関する調査研究ならびに標準問題の研究等の結果について報告書を作成する。

7. モニター調査

12科目の各科目について、指定する都道府県ごとに4人(高等学校教員等)のモニターを委嘱し、入試調査特別委員会(科目別研究専門委員会およびコンピューター専門委員会)作成の標準問題の妥当性等について調査を実施する。

(4) 大学運営協議会地区選出委員の輪番制等について

昭和48・6・20

大学運営協議会の地区選出委員の候補者は、

- 1) 会長・副会長・常置委員会の委員長は、規程第7条第1項(1)及び(2)により、当然に委員となるので候補者から除かれる。
 - 2) 大学運営協議会は、この協議会設置の際の規程制定にあたり、その目的及び性格からいって、委員のローテーションを考慮すべきであるという趣旨により、規程第7条第4項(3)において「同一の大学の代表者は、引続いて委員となることができない。」旨を規定し、実施上もいわゆる輪番制をとっているので、今回は次の大学のうちから選ぶことになる。
- 北海道東北地区 (北海道大・室蘭工業大・北見工業大・岩手大・東北

大・宮城教育大・秋田大・福島大)

関東甲信越地区 (茨城大・群馬大・東京医歯大・東京外語大・東京学芸大・東京芸術大・東京商船大・東京水産大・お茶の水大・新潟大)

中部地区 (金沢大・岐阜大・名古屋大・愛知教育大)

近畿地区 (京都大・大阪大・大阪外語大・神戸大・神戸商船大・奈良教育大・和歌山大)

中国四国地区 (鳥取大・島根大・広島大・高知大)

九州地区 (九州大・九州芸工大・九州工業大・熊本大・宮崎大・琉球大)

- 3) 定員は、関東甲信越地区2名、その他の地区は各1名。

窓

「横浜国立大学人類学研究会——フィリピン・ミンドロ島調査紀行」

人類学研究会は経営学部の人々の男子学生によって1972年の4月に結成された。部長に社会学の河村十寸博教授をおたのみし、現地調査の指導を私が受け持つことになり、昨年の7月末から約一ヶ月の予定で、フィリピン・ミンドロ島南部のハヌヌ族(Hanunóo族)の居住地に入りこみ、彼らと生活を共にしたのである。しかし、学生にとっては一昨年(1971年)非公式に私の個人的な調査に同行しているので、この地へは二度目ということで、現地人からは大変な歓迎を受けることになった。

初年度の旅行は彼らにとって、学問的興味よりも、むしろ、一時的にしる日本から脱出することにあつたようである。その意味で、私は若干の補充調査をするための小旅行の予定を彼らに合わせて40日以上、北へ南へと彼等を引っぱりまわしてしまった。少なくとも彼等は40日間の毎日を語学(英語とタグログ語)の勉強に精を出していたようであった。

日に日に、言葉に慣れるのと比例して、行動範囲が拡大されてゆくのである。勿論、好奇心旺盛な彼らはどんどんと知人をつくってゆき、毎日多忙を極めていたのである。このような初年度の体験は、二度目(1972年)の学問的調査への意欲をかりたてる要因となったことは彼らの行動から十分推察することができる。その上、一年間の文化人類学に関する知識は二年目のミンドロ調査準備を彼等自身の手で作ることがで

きた。

4人の学生は、一昨年の時とくらべて、英会話の力はめっきりとのびて、入国、通関やパスの手配、全て私の手をわずらわすことなく、実にスマートにやってのけた。

ミンドロ島にはマンガヤン (Mangyan) と総称される7種族の山岳未開民族が生活している。彼等はプロト・マレー系の種族で、生業は焼畑農耕 (Swidden Agriculture) を主としている。これら7種族の中の一つハヌヌ族を調査の対象とした。この種族は他の種族と比較して、音楽、叙事詩、叙情詩 (Ambahan) を豊富に有しており、また、パラワン島のタグバヌワ族と同じように彼等固有の文字を有していることもフィリピン民族中ユニークな存在である。普段は山を降りないが、時には山を降りキリスト教民との接触も行われる。そのために、物々交換経済から、使役労働により報酬を貨幣によって受けることにより、次第に現金使用による経済生活へと移行しつつある。しかし物々交換と貨幣経済の混合状態にある彼等は、それぞれの価値観が一定せず、むしろキリスト教民の一方的交換レートを強いられて、経済的に不安定状況のもとで生活している。また、彼等の主要生業である焼畑農耕の土地は今日キリスト教民により、合法的に私有化が進められているため、次第に狭められつつあり、焼畑農業からの自給自足にも事欠くようになってきている。

以上のような状態にある彼らハヌヌ族の「民族的共生」がありうるかどうか、また、独自の文化を保持しつつ、文化変容の進行途上にある社会構造、宗教、親族組織及び民俗芸術などの各方面からのアプローチを試みたのである。特に昨年の調査は彼らの葬制 (ボンション) を中心に彼等の世界観——生と死・善悪・右左・上下・太陽と月など双分制の問題などにも調査が行われた。第二次葬 (ボンション) に関しては16ミリのカラーフィルムとテープを使つての立体的な調査が行われ、このフィルムは後日 (9月23日) NHKテレビで放映され仲々の好評であった。

現地の人々と学生達の間には二年目ということもあって、テンションなどは全くみられず、実にうまく順応しており、特に子供達との関係は兄貴分として毎日お互いに良きインフォーマントであった。というのは、ハヌヌ族の人々は、こちらの質問に対して、必ず、“君達のところではどうか?” と聞き返してくるのである。子供達は“アリガトー” “サヨナラ” など簡単な日本語すらも口にするようにまでなった。勿論、我々の食事をはじめとする生活一般はできるだけ、彼らと同じようにするように努めたのである。

我々の帰る日が近づいてくると、大人・子供・全ての人々が“来年はまた来るかな、いやぜひ来てくれ” などと言葉少なではあるが、彼らの表情から、本当に親しい友人に話しかけているようであった。

調査カードを整理している現在、誰からともなく想い出話がとびだして作業が中断される。そんな時の学生達はまるで恋人達の話をしているように生き生きとしてくる。誰かがいった。“今度いつ会えるかな”，また誰かがいった。“ミンドロは遠くないよ、” と。

彼等はこの夏休みもミンドロへ飛んでゆくにちがいない。彼等は私の望んでいたように調査を愛し、人々を愛する若者になってくれた。

(横浜国立大学非常勤講師・中央学院大学助教授 菊地 靖)

E そ の 他

1. 学長・役員・委員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
福島大学	安田 初雄 (事務取扱)	玉山 勇
埼玉大学	石田 寿老 (事務取扱)	岡本 舜三 (事務取扱)
東京大学	加藤 一郎	林 健太郎
横浜国立大学	越村信三郎	水戸部正男
島根大学	碓井 数明	安達 一明
山口大学	力武 一郎	中村正二郎
香川大学	倉田 貞美	円藤 真一

(2) 役員等の交替

○ 会長

(旧) 加藤 一郎(東京大学)

(新) 加藤 六美(東京工業大学)

○ 副会長

(旧) 加藤 六美(東京工業大学)

(新) 林 健太郎(東京大学)

○ 理事

(旧) 石田 寿老(埼玉大学)
(事務取扱)

(新) 岡本 舜三(同 大)
(事務取扱)

○ 第3常置委員会専門委員の交替

(旧) 倉石 精一(京都大学教授)

(新) 佐治 守夫(東京大学教授)

○ 特別委員会委員の交替

新設大学拡充特別委員会

(旧) 石田 寿老(埼玉大)

(新) 岡本 舜三(")

教養課程に関する特別委員会

(旧) 加藤 一郎(東京大)

(新) 林 健太郎(")

(旧) 倉田 貞美(香川大)

(新) 円藤 真一(")

科学技術行政特別委員会

(旧) 碓井 数明(島根大)

(新) 安達 一明(")

入試期特別委員会

(旧) 力武 一郎(山口大)

(新) 中村正二郎(")

入試調査特別委員会

(旧) 倉田 貞美(香川大)

(新) 円藤 真一(")

特別会計制度協議会

(旧) 和達 清夫(埼玉大)

(新) 林 健太郎(東京大)

(新) 渡辺 武男(秋田大)

○ 幹事

(旧) 真明 俱雄(東北大)

(新) 高橋 恒三(")

(旧) 浅野 清重(京都大)

(新) 大西 一正(")

2. 大学設置審議会大学設置分科 会委員候補者の推薦について

当協会より推薦の大学設置審議会大学設置分科会委員のうち、藤岡由夫山梨大学長、鐘ヶ江信光東京外国語大学長の任期が満了するので、文部省より後任として倍数の候補者を推薦する

よう申越しがあつた。よつて、昭和48年5月10
日開催の理事会に諮り次の4氏を推薦した。

記

相 磯 和 嘉 (千葉大学長)
鐘ヶ江 信 光 (東京外国語大学長)
谷 田 関 次 (お茶の水女子大学長)
桜 場 周 告 (静岡大学長)

(順不同)

3. 寄贈図書

改革フォーラム No.28

東京大学

大学研究ノート 通巻4号

〃 〃 5号

文献・資料所蔵目録(1972年7月末現在)

継続教育・生涯教育専門委員会答申

以上広島大学

教員資格認定制度の拡充・改善について

昭和47年度 学校基本調査速報

新構想をめざす筑波大学 昭和48年2月

体育・スポーツの普及振興に関する基本方策
について(保健体育審議会答申)

大学院および学位制度の改善について(中間
報告)

〃 (中間報告概要)

以上文部省

参議院文教委員会審議要録

教育改革に関する資料(第1分冊)

昭和47年9月

〃 (第2分冊) 〃

〃 (第3分冊) 〃

以上参議院文教委員会調査室

第6回 大学教員懇談会記録

第2回 国際学生セミナー報告書

以上大学セミナー・ハウス

大学図書館研究1 1972 Dec.

国立大学図書館協議会

岐阜大学改革準備委員会中間報告(教育体制
について)

岐阜大学

教育学部紀要 第21号

北海道大学

明治大学大学院紀要 第9集 (1)

明治大学大学院

大学院研究年報 第2号

中央大学

大学入学者選抜方法に関する提言 昭和47年度

東京私立中学高等学校振興協会

紀 要 第5号

聖徳学園短期大学

Universitas Vol. 15 Aug.

Stuttgart

筑波新大学ニュース 48.3.1 号外

〃 No.39

筑波大学

以上東京教育大学筑波新大学創設準備室

○ 記事訂正

会報第59号19頁 ○神戸大学の項中「学長
室」とあるのは「学長室のごときもの」に、
「承認を得た」は「了承を得た」にそれぞれ訂
正願います。なお、上記の機関はその後「改
革促進委員会」と呼ばれている由である。

(事務局)

水 中 考 古 学

水中考古学が underwater archaeology のほかに, salvage, submarine archaeology と呼ばれるのは, 第二次大戦以後欧米各国の軍事的要請で進められた沈没商船の貨物救助, 地中海諸港の機雷処理, 整備などの海底作業を通じて, 海底の探査技術が普及したことに, その発達の主因があることを示している。それと前後して, ランジェバンの中音波測深機, クストーのアクアラングの発明がその技術的可能性を拡大すると, その調査対象は専ら海底の古代遺物に向けられ, 地中海の古代沈船や港の調査を促進した。宝探しのような海底探検は16世紀のころから各海域で冒険家たちによって進められたが, 真の意味の水中考古学の着想と実践は, 1950年から60年代の地中海に求められる。Mediterranean, ship archaeology ともいわれるのは, その間の事情を示している。

水中考古学は, いっぱん考古学の基本原則をくずすことはできない。そのために水底という条件を排除して陸上なみの調査を推進しようとするれば, 考古学者は潜水技術はもちろん, 海洋学をはじめ自然諸科学の関連技術を広く吸収する必要がある。ここに調査活動の大きな困難さがある。わが国でこの研究領域が定着しない理由も, 調査費の問題は別として, この点にある。地中海はその揺籃地であり今でも重要なフィールドをなす。古代ことにギリシアを掠奪したローマの沈船や貨物の調査, 研究は古代史に新しい頁を加えるような成果をいくつかあげている。その背景には欧米諸国の調査技術や方法の開発がある。海底遺跡の測量, 写真撮影, 発掘, 遺物引上げ, 保存に関するものであり, 最近アメリカでは調査者間の水中会話を可能にするヘルフォンが実用化されて着目されている。

いま地中海その他ではアクアラングの普及で盗掘が横行し考古学者を悩ませている。海洋開発の進展は海底文化財破壊の危機を憂慮させる。わが国も水中調査の体制を一日も早く準備する必要がある。

(京都教育大学教授 小江慶雄)

国立大学協会組織表

(昭和25. 7. 13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事—会長, 副会長を含む—21名, 各常置委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補 導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 新設大学拡充特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

編 集 後 記

- 諸会議議事要録のほか, 本号には田中佐賀大学長の特別寄稿と横浜国大, 京都教育大, 愛媛大の窓欄寄稿をお願いした。有難くお礼を申しあげる。なお, 筑波大学関連の会長談話(附)問題点, 協会の予算, 決算, 増築工事報告等を載せた。
- 訪独中の学長団は元気にハードスケジュールをこなして居られる様子お便りがあった。
- 家事都合のため狩野俊氏が3月末日限り協会を退任した。 (C)